

福祉文教委員会会議録

令和5年11月14日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 17:00

【 案 件 】

1. 請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願
2. 請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願
3. 図書館について
4. 虐待の予防事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(令和4年度分)について (教育総務課)
2. 飯塚市立筑穂中学校敷地内における車両損傷事故について (教育総務課)
3. 国登録有形文化財嘉穂劇場の再開のための課題について (文化課)
4. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

市長から、市長就任に伴う関係各所訪問のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承お願いいたします。

では、「請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願」を議題といたします。

本件を審査するに当たり、紹介議員として小幡俊之議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○小幡議員

「請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願」の紹介議員の小幡です。どうぞよろしくお願ひします。

この請願はもう案文の朗読はやめておきますが、内容は請願書のとおりでございます。第2子以降の、3歳未満ですね、ゼロ歳、1歳、2歳の保育料の無償化をお願いしたいと。財政的には9千万円から1億円近くかかるということでありまして。ぜひとも、今、子育て世代の親御さんにとっては負担が大きいということで、当委員会でも十分審議していただき、採択していただきたいと思っております。

補足ですが、今回新しく市長に教育長から就任されました武井新市長も、第2子以降の保育料の無償化を公約でうたっておられましたので、委員の皆様にもしっかりと審議していただき、本日も、来年の予算、11月の時期ですので、早い採決のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

請願書にですね、末尾に第2子以降の保育料完全無償化、高校生までの子ども医療費無償化を実現していただきたい。2つ同時が無理なら、第2子以降の3歳未満児の保育料無償化だけでも早期に実現していただきたいと切に要望しますというふうにあります。ここで、「同時が無理なら」というのは、請願者はどういう意味合いでこういうふうにお考えというか、記述されたのか、紹介議員のほうで分かるでしょうか。

○小幡議員

ご本人からこの点はお話を聞いております。請願者が、第3号になりますかね、請願を2つ出されておまして、単純に文章の中で、3歳未満児の保育料の無償化が一つと、もう一方では、15歳から18歳までの医療費の無償化、2つの思いがある中で、基本は2つとも通していただきたいと。しかし今、急するところを申せば、保育料のほうだけでも通していただきたいと。単純に2つ一遍にお願いするのが無謀であるならばという意味合いで、優先順位をつければ保育料のほうを優先したいという思いという意向を聞いております。

○川上委員

今、紹介議員からはそのようにおっしゃらなかったんですけども、この「無理なら」というのは、財政的に無理ならというニュアンスですか。

○小幡議員

紹介議員として請願者と面談した際に、財政的な話をしました。そういう意味で、「負担が大き過ぎるならば」ということですね。それが可能であれば2つとも請願は通していただきたいと。その中での優先順位ということです。

○川上委員

分かりました。ありがとうございます。高校生までの子ども医療費の無償化については、協働環境委員会のほうで審査するようになっておると思いますけども、今の請願の趣旨からいってですね、必要に応じて、この高校生までの子ども医療費の無償化のことについても触れながら、審査に当たりたいと思います。今日はありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

再度確認させていただきますけど、最初の要旨は子育て支援充実のための、第2子以降の、3歳未満の保育料無償化というのは書いてありますけど、その後、今、川上委員が言われたように、高校生までの医療費その他が入っていますけども、これを含めた中での請願という形に捉えていいのか。あくまでも第2子以降の、3歳未満の保育料無償化と、そこだけでいいのか。そこで大分違ってきますので、再度確認いたします。

○小幡議員

請願第2号の当委員会での審議は、保育料の無償化のみ審議していただきたいと思っております。

○田中博文委員

そしたら最後、後に書いてあります1番から5番までのところは関係ないということでしょうか。全国的に有名な明石市のところが書いてありますけども、このところが無理なら保育料だけでもと言われてはいますが、このところは無視して、第2子以降の無償化だけでいいですか。

○小幡議員

そのとおりです。この①から⑤につきましては、明石市の子育ての5つの無償化を例として書いてあるだけです。審議対象にはなりません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。小幡議員ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

執行部の皆さんにお尋ねしたいんですけども、保育料の無償化の現状についてなんですけれども、現状がどうなっておるか、お尋ねします。

○保育課長

保育料無償化の現状というご質問ですが、県内の保育料の無償化をしている市町村の状況ということでお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

県内の保育料の無償化の状況についてご説明させていただきます。福岡県内の29市及び筑豊地区の10町村に対しまして、令和5年4月1日現在で保育料の無償化の調査を行っております。保育料の完全無償化を行っている市町村は、田川市及び田川郡の6町1村の計8市町村が行っております。また、第2子以降の無償化を行っている市町村は、福岡市及び直方市の2市が行っております。また、令和5年度中に第2子以降の無償化を開始する市は、宮若市及び北九州市の2市が行うとのことでございます。

○川上委員

国の制度としてはどうなっておるか、まずお尋ねします。

○保育課長

国の制度といたしましては、保育料の無償化は3歳児以上が保育料の無償化となっております。

○川上委員

課税世帯のゼロ歳から2歳について、対象から国が外しているのはどういう意味があるんでしょうか、政策的な。

○保育課長

課税世帯の中での、今のご質問でございますが、課税されている世帯でもひとり親世帯につきましては、市民税所得割額の金額によって無料ということがございます。また、第2子が半額、第3子が無料という制度がございます。

○川上委員

だから、そういう政策をとっている意義が分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:12

再開 10:12

委員会を再開いたします。

○保育課長

国のほうでの意義というご質問ですけど、私のほうではちょっとすみません、分かりません。

○川上委員

現実的にはどういう影響を与えていると思いますか。

○保育課長

保護者の立場から考えますと、保育料が軽減されるということは、生活のほうが安定してくるものだと思っております。

○川上委員

今、私たちは少子化対策というキーワードで、社会対策をとっているわけでしょう。そうし

た中で、国がゼロ歳から2歳について、こういう状況に置いているということは、どういう影響があるかなということをお尋ねしたんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:14

再開 10:15

委員会を再開いたします。

○保育課長

今の質問委員のおっしゃられている内容について、すみません、質問の意味がちょっと把握できておりませんので、教えていただければと思います。

○川上委員

次はですね、先ほどお話がありました田川市及び郡の8市町村でということだったんですけども、完全がね。第2子については福岡市、直方市、来年度からは宮若市、北九州市というお話がありました。それぞれの自治体はこういう独自対策をやるに当たって、どういう位置づけ、意義を持たせているのか、お尋ねします。調べましたか。

○保育課長

すみません、先ほど私が宮若市と北九州市につきましては、今年度中の開始ということでご説明しましたので、すみません、よろしくお願ひします。

田川市のほうが無償化を実施している状況で、至った内容について、田川市議会の会議録等を調べましたところ、平成31年の第1回定例会におきまして、田川市長のご答弁では、消費税増税分は子育て支援などに充てることとなっており、本市は子育て支援及び移住・定住を重要施策として打ち出していることから、幼児教育、保育の完全無償化は、本市で子どもを出産し育てていくことにつながるため、優先順位も高いと判断したということで、決断されているというふうに答弁書で読み取っております。

○川上委員

全般においてですね、まず少子化対策ではないんですかね。そして子育て支援、リンクしますけど、定住化でしょう。そういった点で言えば、なぜこういう、今、紹介があった自治体をとるかという、国の制度がね、そこに不備があるからだということじゃないかと思うんですよ。その不備によって、今言ったキーワードのものが、前向きに進められてなくて、逆流になっていないかと。そこまでは田川のほうも言っていないと思いますけど、私は思うわけです。それで、そのキーワードを抑えることが、この請願審査については大事ではないかなと思います。

それから、先ほど紹介議員からですね、この請願の内容の制度を実施するとすれば、9千万円から1億円程度の新たな財政出動が要るでしょうということだったけど、これについて何か試算したものがあつたでしょうか。

○保育課長

先ほど紹介議員が言われました9千万円から1億円というお話につきましては、さきの決算特別委員会でご答弁させていただいた内容でのことかと思っております。単純に第2子以降の完全無償化を行った場合につきましては、保育料につきまして約1億1300万円の影響額があるというふうに試算をいたしております。また、請願書の2枚目の上から4点目にございます、兄弟児の年齢に関係なく第2子以降、こちらの保育料を完全無償化した場合の影響額といたしましては、約1億9400万円というふうな形で試算をいたしております。

○川上委員

そうすると、この請願に沿った制度をやるに必要な財源というのは1億9400万円程度ということでしょうか。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、国がやってしかるべきものをやらないために、必ずしも財政が潤沢ではない地方自治体が努力しているところがある。こうした中で、本市はまだそれを実施していないという状況なんだけど、副市長、この状況についてお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

○久世副市長

ただいまの質問委員のご質問の内容を聞いておまして、ゼロ歳児から2歳児まで、国のほうが異次元の少子化対策というふうに言っている割には、確かにこの辺が進んでいないのかなというふうに話を聞いておまして、感じておりました。私どもも少子化対策は、これは喫緊の重要課題というふうには自覚はいたしておるところではございます。ただ、財政的な面もございしますが、やはり検討すべき課題があることは、非常に重要なことであるなというふうなことを今考えながらご質問を聞いておりました。

○川上委員

実は田川市で、1年間この制度を実施した後に、議会で次年度について、そのための財政出動することについてはいかがかという意見が討論の中で出されたことがあるんですね。それだけのお金を使うのであれば、子育て支援、ほかにも使えるのではないかというような意見をネットで見たんですけども、最終的には、議論の後に予算を可決していくんですけど。つまり、子育て支援に必要な財政出動はためらわないというのはおかしいけど、大胆にやっていくという決意を田川市は示し、議会はそれを応援したというような状況だと思います。それで、その行為は、先ほど言った少子高齢化対策、子育て支援、定住促進、これに穴が空くような国の制度設計がある中で、それを財政出動で埋めていこうという行為だと思うんですけど、だとすれば、当面この3つのことをやることは、国に対して、今副市長がおっしゃった、異次元の子育て支援、少子化対策をやっていくという流れを、前向きに地方から背中を押すことにもならないかというふうに思うんですけど。そうであるならば、私はこの請願の内容というのは、極めて重要な提起を市民の方がしていただいたんではないかと思うけど、もう一度、副市長、見解をお願いします。

○久世副市長

先ほど申しましたように、この少子化対策、これは本当に、私が言うのもなんですが、やっぱり我が国の非常に大きな課題だろうというふうに考えておりますので、国のほうがとにかく異次元の対策をするというふうに言った以上は、当然これについては実行していただきたいというふうに考えておりますし、こういった財政支援というのは、当然、質問委員がおっしゃっていたように、各自治体でやはり財政力の差がある中で、平等に施策が打てないということが、非常に私もはなはだいかなものかというふうに考えるところもありますので、とにかく少子化対策に寄与するような施策については、当然検討していかなければならないし、今おっしゃいましたように、当然国のほうにも、県を通じてでも、県のほうにも、我々はいろんなアクションを起こしていく必要があるというふうに考えております。

○川上委員

そこで、そういう効果がありますと、意義があるということを確認した上で、飯塚市に、現実に、2億円程度の財政出動が、どのくらいのボリューム感を持ったことなのかをちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、今年度の予算規模、一般会計の予算規模、どのくらいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:25

再開 10:26

委員会を再開いたします。

○保育課長

飯塚市の財政につきましては、財政の所管ではございませんが、令和5年度につきましては概算で900億円ぐらいという形で把握しております。

○川上委員

次の質問の想像がつくと思いますけど、基金の現状、今年度末の見通しはどうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:27

再開 10:31

委員会を再開いたします。

○保育課長

財政調整基金の年度末残高につきましては、47億円という資料がございます。

○川上委員

あまりあれですけども、財政調整基金47億円でしょう、年度末で。来年度に持ち込むというお金なんですよ、47億円。先ほど2億円と言ったでしょう。それから、それだけじゃない。減債基金という財政調整機能を補完するようなお金があるけども、これ75億6千万円でいいですか。確認できますか。

○保育課長

補正予算資料によりますと約75億円となっております。

○川上委員

75億6千万円ね。それでもう一つ、市民がみんな期待を寄せているものの一つに、ふるさと応援基金がありますね。これは年度末どれぐらいか確認できますか。

○保育課長

ふるさと応援基金につきましては、約45億6千万円となっております。

○川上委員

副市長、このふるさと応援についてはですね、今年度100億円の見込みなんですよ。そのうち87億7千万円ぐらいを取崩して、今年度、様々な政策のために投入するんだけど、寄附をいただく目的の中に、こういうふうに使ってほしいよという中に、このところ急に伸びているのが、市長お任せというのが伸びているそうじゃないですか。市長お任せ。市長が福祉のために適切に使ってくれるでしょうという期待感ですよ。それから言えば、先ほど紹介議員からもありましたけど、少なくとも第2子以降の保育料の無償化というのが、2番目の大きな柱になっていて、しかも感嘆符が2つ付いているんですよ。ということから言えば、財政調整基金、それから減債基金、加えてふるさと応援基金という貯金を考えればですよ、もともと900億円の財政規模の流れの中で、2億円というのは、これから経常的に国が実施するまでの間、実施することは難しくないのではないかというふうに思いますが、また、新市長の下で、必ずやらなければならないことではないかと思いますが、今日は公務で市長が不在ですが、副市長として見解をお尋ねしたいと思います。

○久世副市長

ただいま基金の関係につきましても、委員のほうからご紹介があったとおりでございます。少子化対策については喫緊の課題であることは我々も十二分に理解いたしておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

○藤江副市長

ただいま久世副市長からもご答弁いただきましたけれども、加えまして、やはり今ご答弁ありましたように、本市におきましても少子高齢化は課題と捉えておりますので、市の財政全般を見ながら、また今後の見通しも立てながら、またこの事業につきましては短期で終わらずに、

やはり恒久化も視野に入れながら検討させていただきたいと考えておりますので、久世副市長が答弁なさったように、優先順位も考えて、恒久的な財源の確保も検討しながら、新市長とともに検討させていただきたいと考えております。

○川上委員

請願の審査なので、あんまりと思いますが、今、副市長お二人から前向きの答弁がありましたけども、なぜこれまでできなかったのかということも考えなければいけないのではないかと。先ほどから国の政策の意義はどこにあったのか、欠陥がどこにあったのかも聞きし、そして地方自治体として、国がそうである場合はどういうことをしないといけないのかということもお尋ねしたんですね。検討して、検討のしっ放しにならないように、来年度予算編成、かなりなときに来ていると思いますので、それに乗るようにですね、私としては要望したいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

川上委員のほうから話が大分あったんですけども、ちょっと検討するに当たってお伺いいたします。今、本市の出生率というのは、この数年間どのように推移しているのか教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:39

委員会を再開いたします。

○保育課長

今年度の出生率につきましては、全国が1.3、飯塚市が1.59となっております。出生者数については毎年減少傾向でございます。すみません。1.59につきましては令和3年の出生率でございます。

すみません、令和4年については、飯塚市の出生率は1.51となっております。

○兼本委員

本市でも大分前から、令和3年前からですね、少子化についての議論というのは行われていますよね。令和3年、令和4年とありますが、その前はどのくらいあるか分からないんですね。

○保育課長

今、令和3年と4年を申し上げましたので、令和2年から遡って答弁させていただきます。令和2年が1.57、令和元年が1.71、平成30年が1.57、平成29年が1.75となっております。

○兼本委員

今、平成29年が1.75でしたね、一番高い出生率。その後1.57、1.71と上がって、そこから令和2年からはほぼ下がってきているわけですね。これは何か、国のほうでも目標値というのはありませんでしたっけ。出生率、いついつでどのくらいにするとかいうような話はありませんでしたか。飯塚市もたしかありましたよね。違いましたっけ。

○保育課長

国のほうでは希望出生率という形で2.2という形になっています。本市におきましては、この数字のほうは出しておりません。

○兼本委員

令和2年から出生率が下がっています。保育料の無償化というお話というのは、随分前から

出ていたと思うんですね。この出生率が下がっている原因というのは、どういう原因があるというふうにお考えでこれまで原因を探ってこられたか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○福祉部次長

合計特殊出生率なんですけれども、先ほどの平成29年度の1.75、これは過去10年間で一番高いところの率でございます、過去10年を振り返りますと、平成23年度は1.57、平成24年度は1.60ということで、一度上がって、コロナの後下がっているということで、ただ令和2年度1.57、令和3年度で1.59と一度上がって、令和4年度は1.51というふうに下がっているということで、下がり続けているということでもありません、飯塚市の場合なんですけれども、です、ここについてはもう少し慎重に検討しないと、飯塚市が少子化に拍車がかかっているのかどうか、そういったことについては、すみません、もう少し研究をさせていただきたいと思います。

○兼本委員

でも2.2、国としてはそれを目標にやっていくわけでしょう。この数年間はほぼ横ばいじゃないですか。何を検討するんですか。検討する、検討するといつも言われますけど、伸びていくことが必要な検討はされているのかです。その辺り、今までは、結局、少子化対策、出生率を上げることで一つあります。そのためにはどうしたらいいのかということは、どのようにお考えだったんですか。今、次長がおっしゃられたような理由で、何にも検討もしてなくて、ただじっと見ているだけだったんですか。

○福祉部次長

確かに出生率については、出生率を上げるためというような施策を打ってきたというよりは、待機児童の問題であったり、子育て支援の問題、それぞれについてやってきたようなところがございます。それは否めないというふうに考えております。今現在、国の動きと合わせまして、飯塚市においても少子化については、いろんな事象と兼ね合わせたところで、今年度、しっかりとした研究を今、行っているところでございます。これについてはいずれ報告がきちんとしていけるような形に持っていきたいというふうに考えておりますので、質問委員がおっしゃるように今まで見てきたというよりも、今まではもうばらばらに一つ一つの事象に対しての対策を行ってきておりましたが、今後、飯塚市の現状が、どういう子育ての世帯の皆様方の状況がどうあってというようなことを、きちんとした形でお示しできるように今準備をしているところでございますので、もうしばらくそこについてはお待ちいただきたいと思います。

○兼本委員

確かにそういった子育て支援であったりとか、待機児童の問題というのは確かにされていたと思うんですね。結局、子育て支援の第2子以降の請願に、この請願に書いてありますように、やっぱり昔と比べると第1子、第2子は、年がちょっと離れているという傾向があるんじゃないかなと思うんですね。で、保育園とかを卒業すると、次の子が生まれたときには、また第2子とはみなさないという飯塚市の体制だったじゃないですか。これは私も非常に不思議に思ったんですね。これはどういった理由でそういうふうになっているんですか。

○保育課長

今おっしゃられている小学生に上がった第1子というふうなカウントはしないというところにつきましては、飯塚市では国の基準どおりとさせていただいているところでございます。

○兼本委員

国の基準、理屈は何ですか。

○保育課長

確認はしてありませんが、小学生に上がると義務教育ということで料金がかかりません。ということで、小学生に上がったときにはカウントしないという形で国が決めているものだと考

えております。

○兼本委員

今回、請願者のほうはそうではなくて、そういう義務教育に第1子が上がったとしても、第2子以降を無償化してほしいということです。今、副市長の答弁でも前向きに検討されますということでしたので、ぜひお願いしたいと思うんですけども、先ほど藤江副市長が言われました、もし考えるとすれば、恒久的に考えられるというふうに言われていましたが、実際、約2億円程度ということですよ。だからそちらに今後回していけるということで、恒久的にというふうな答弁だったのか、お聞かせください。

○藤江副市長

今ある市の財政の状況に鑑みまして、また既存で今いろんな事業を進めている中ですが、今ある事業の内容も見直しながら、また複数ある事業をまとめることによって、そのように既存の事業の見直しも行いながら、財源を捻出することも視野に入れまして、それで、恒久的に行う方向で進めて、検討してまいりたいと考えております。国におきましても、今、少子化対策について財源の見直しが行われておりまして、出産前後につきまして10万円の応援につきましても、恒久化を今後するということが、先日、報道等で示されておりまして、このように国のほうでも従来の事業を恒久化するというふうに進めた場合には、市はそのときにはどうするかなど、そういう国の予算の進め方の状況も確認しながら、対して市にしかできないこと、市はどうするか、本市の状況も含めまして、先ほど次長も答弁しましたが、本市における状況をまず確認しまして、そして財源も確保して、恒久的に進められるようにしていきたいと考えております。

○兼本委員

ぜひ、先ほど川上委員の話もありました、国のほうがここをやっていくのか、そういった問題もあると思うんですけど、それまではやはり、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。共働きの家庭が働きやすくて、飯塚に住んでいけば、子育てもしやすいんだというところをですね、そういったところじゃないと、やはり福岡市のほうが先に全部やっているんですよ。もっと福岡市はそれだけじゃないことまでやっているじゃないですか。いろんなことを比べたときに、飯塚に住むの、福岡に住むのとなったときに———でしょう。となるとやっぱり飯塚市はそれ以上のことをやっていかないといけないんじゃないのかなとは思っております。ですので、今回、これはぜひお願いしたいなと思っておりますので、以上です。

○藤江副市長

ご質問いただきありがとうございますございました。福岡市のことを一つの例として挙げていただきまして、他市、全国的にも、明石市もございましたが、そういう成功事例として挙げられている市町村もございしますが、それらの自治体で成功しているからといって、同じものを本市でして成功できるかというところも一つ検討しなければならないと考えております。なぜなら、公共交通の利便性ですとか、あと企業、働く場所の確保ですとか、それぞれの地域によって特性があると思いますので、先ほど次長も答弁いたしましたように、そういう地域特性を、今、併せて分析をさせていただいております。その状況も含めまして、他市の成功事例が本市にも当てはまるのか、本市にとって何ができることなのか、課題なのかを、きちんと分析して、少子化対策、子育て支援の政策を進めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

うちは福岡市と違うんですよ。前の片峯市長がおっしゃっていたのは、最初に、たしかベッドタウンでしょう、飯塚市は。違いましたっけ。もうそれ決まっているんじゃないんですか。違いますか。違いましたっけ。ベッドタウンじゃありませんでしたか。答えてもらいましょう。

○福祉部次長

すみません、ベッドタウンとは言っていないんじゃないかと思っております。

○兼本委員

私たちはそのように捉えていますけどね。福岡都市圏のそういうベッドタウン的なまちにするということをやっているわけですよ。という話で、定住人口を増やしていくんだという、たしか政策だったと思うんですが。それで、もうある程度、方向性はそういう方向じゃないんですかというところで、今現状を見ていけば、福岡市と同じようにしろとか、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。飯塚市独自として、飯塚市の立ち位置を考えたところで、やっていけば、おのずと見えてくるもんがあるんじゃないかと。ほかのことをまねしているのは、今までのことじゃないですか、飯塚市。1番にやらないじゃないですか、いつも。だから、副市長、あれじゃなくて、飯塚市独自で、オリジナルのものをやって、成功しましょうよという話なんです。これはあくまでも、どこもやっていることなんです。市民の、これはお願いなんです。それとこれは、ちょっと私は別の話だと思っています。ただ、それはそれで当然考えていただかないといけない。もっと人口が増えるように、飯塚市の特徴を生かした子育て支援というのは当然していただかないといけないと思っています。ということで、以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

基本的な質問は先ほど終わったかと思ったんですけども、最後に、この間、なぜできなかったのかというのを反省しなければ、検討は検討で終わってしまうのではないかと指摘をしたわけですよ。今、兼本委員が出生率を尋ねましたね。答弁がありました。一路低下しているわけではないというふうにも言われたんだけど、出生率ではなくて、出生数に着目したらどういことになるかというのがありますよね。2017年は、平成29年は、片峯市長が登場した、片峯市政が始まった年ですよ。そのときをピークにして、出生数でいうと基本的に一路後退じゃないですか。その事実は見ておく必要があるんじゃないかと。いろんな要因がありますよ。後半部分はずっとコロナだったとかいうのもあるけれども、それにしても、2017年まで少し伸びているんですよ。少し伸びているんですよ、2014年から。それで、2017年が1129人生まれていますね。翌年が978人です。2019年はちょっと伸びているんですけど1035人。ところがコロナが始まった年ではあるけれども、20年が935人。それから、21年は917人。22年は855人なんでしょう。これは、いろんな要因があるんだけど、一路後退と見てよいのではないかと。この間に、例えば2017年から教育に相当努力したじゃないですか。子育て分野でも努力をした面もある。しかしながら、現実にはこういう状況はあるわけですよ。そういう点で言えば、もっともっと頑張らなければならないと。できることもどんどんやっていかないといけないと。先ほど基金のことを聞きましたけど、あれでしょう、今言った比較で言えば、平成29年度末の財調と減債基金を加えたものは149億円ですよ。子どもの出生がどんどん減っている間、貯金だけがたまっているんですよ。幾らたまっていますか。一般会計で言うと、172億に膨れているんですよ、令和4年度末。だから、子どもの出生数は減っている。この間に国の対策もあるけども、穴はあると。それを埋めてないという状況の中で、貯金だけがたまっているという数字はあるわけですよ。だから、こういったことも、この現実を見て、この間に、なぜ、すべきことができなかったのかと。今やろうと、検討すると言うけれども、なぜできなかったかを考えなければ、福岡市とか言っている間にさ、また5年ぐらいすぐたちますよ。武井市政、終わっているかもしれない。ちょっと、その事実はちょっと指摘したいと思うけど、反論があればお願いします。

○藤江副市長

今ご指摘いただきましたとおり、過去、これまでのことも、きちんと確認しまして、検討させていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

私からは、もうほかの委員さんからたくさん意見をいただいたので、ご要望として言わせていただきます。こういったインフラ的な政策は、基本的にはもう自治体間競争を生むので、できれば国がやってほしいというのが私の思いです。その中で地方自治体も頑張っていかなければいけないという中で、この請願は3つ、ちょっとグラデーションがあるかなと感じています。一つは完全無償化、1億9千万円と。その次に、多子カウントを含む無償化。最後に多子カウントの撤廃がこの請願の中に含まれているかなと思いますので、ぜひ議論の際には、ゼロか100かではなくて、どこかしらで着地をしてほしいと。目指すべきところは完全無償化であってほしいというのが私の要望でありますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:15

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

先ほどお話ししましたけれども、この間、片峯市政の下で子育て支援について、様々に努力があったと思います。それは、議会や市民の声を受け止めてという側面はあったと思います。しかしながら一方で国の不十分な対策の下、飯塚市がそれに追随する形で積極的に地方自治体としての役割を果たそうとしなかった面があり、そのことによって、一つの指標として、本市における出生数が一路後退という状況であり、しかもこれが今後改善がどこまでいくかというのが分からない状況ですので、今子育て世帯を応援するという視点とともに、少子化対策を本格的に進めていくという点では、様々な手だてをとらないといけないけれども、その重要な一つを請願者が指摘しているというふうに思います。とりわけ日本共産党はコロナ感染流行が始まった2020年に、暮らしアッププランということで、主に子育て支援政策を提案いたしました。この中に保育料の半額、無料というものもあったんですけども、これについて、よい提案だけでも、財政的なこともあるので、検討してまいりますという答弁が随分続きました。昨年の12月には、当時の市長が財政的な改善ができた分については住民の福祉サービスに投与しなければならないという答弁もしたんですけど、今年の当初予算には、このことについては反映しなかったというような経過がある中で、今度の請願なので、私は今度こそということで、実現したいという思いを込めて賛成したいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第2号 子育て支援の充実（保育料無償化）を求める請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は、採択されるべきものと決定いたしました。

次に、「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」を議題いたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この請願については前回も本委員会のほうでありました。この内容としまして2つあります。1つは高齢者の方の福祉のお話と、もう一つは観光資源としてのお話がありますが、私どものほうはもう福祉のほうの話だと思っていますので、そこについてちょっとお伺いいたします。前回も紹介議員のほうから、ここは高齢者にとって非常に必要な場所であるというような話がありました。その後、温泉から全部廃止されたということでした。例えばここを改修するとした場合に、大体どのくらい、また温泉施設としての届出であったりとか、もしくはこの施設を改修しなくてはならないというお話でしたが、大体どのくらいのものがかかるのか。それと温泉を、今までやっていた利用料というのがどのくらいあったのか。あと使用者は、たしか40人ぐらいとこの間言われていましたっけ。そういったところでちょっともう改修した場合の費用であったりとか、今までの利用料がどのくらいかかっていたのかとかというのが、伺いたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

すみません。今のご質問ですが、社協のほうからもらっている話としては、あくまでも改修という想定ではなかったんですね。それで、県のほうに届出をされたかどうかという話になりますと、県のほうに届出は、温泉法のほうも、公衆浴場法のほうも、届出をされて、もう今廃止という状態になっております。県のほうにこの後実際に再開と考えたときどうなるのかということをお聞きしてみますと、今のボイラーが問題であるということと、それから配管が問題であるということがありましたけれども、ボイラーと配管だけでは済まない。そして新しい基準で再度申請をされると、今の建物の温泉というか、浴場の設備そのものは規格に該当しないということですので、社協が今想定している改修費では当然、済まないという前提になります。

○兼本委員

今までかかっていた料金はどのくらい、利用料は幾らぐらいだったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

たしか200円だと思います。ちょっと正式には覚えていません。そのぐらいと聞いております。

○兼本委員

要は、改修費は莫大にかかるんだよという答弁だと、もしこれを再開しようと思うと、そういう答弁だったというふうに理解しますけれども。一つ、やはり高齢者の居場所づくりというか、もしくはこの間、紹介議員も言われていましたが、お風呂に1人で独居老人の方が入っていて、倒れたりすることもあって、すごく身内の方が心配だというようなお話があっていました。そういった意味で、ここ、例えば隣に温泉施設があるじゃないですか。ここ今、改修費というのは莫大にかかるんだと。利用料も1人200円ぐらいと。利用者も40人ぐらいということで計算すると、例えば隣の施設がありますよね。そこに例えば飯塚市と社協とかで協力して、そこを利用してもらえりような、安価で利用してもらえりようなことというのは、考えることは可能ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:24

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

現在のところ、まだそういう考えはございませんけれども、検討はしていきたいと思っております。

○兼本委員

今、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画というのも、令和6年からでしたっけ、やっっていくということですよ。そういう計画も今後進んでいくということですので、これが今観光資源としてどうなのかというのはちょっと私どもは、正直ここで議論することではないと思っていますので、あくまでも私は高齢者の福祉施設として必要なかどうなのかという意味では、この間の紹介議員の話であれば、確かに高齢者の人が、ここで安心してお風呂も入れられると、あとみんなと会話ができて楽しい場所であるというところで居場所としても非常に必要だとは思っています。ただ、やはり予算の問題であったりとか、そういう様々なことを考えると、もう近くにそういう施設があるということであれば、それを利用するということも考えられるんじゃないかなと思っています。なので、できればそういったところも踏まえて、やはり高齢者の部分で考えていただければなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この件について社会福祉協議会と情報共有がどうなっているか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

社協のほうからは、こういうふうになりましたという報告だけを受けております。

○川上委員

いつ受けたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、この間の福祉文教委員会がある前に、状況はどうなっていますかという話をしております。その時点では温泉法の廃止の届けをしておりますということでした。公衆浴場についてもその時点で一応県に相談しているということでもございました。その後は、またこの委員会に関して、今どうなっているかと確認しましたら、県のほうに提出して、9月20日に県のほうに廃止の届出をしたということで報告を受けております。

○川上委員

相手は社会福祉協議会のどなたですか。

○社会・障がい者福祉課長

實藤常務理事及び向こうの総務課長、秀村総務課長です。

○川上委員

それは飯塚市から社協を訪ねてお話を聞いたわけですか、あるいは来てもらったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

あくまで電話で話をしております。こちらのほうからかけて確認をしています。

○川上委員

前回の委員会の前に聞いたのは電話ですか。2人とでは電話は難しくないですか。

○社会・障がい者福祉課長

1度に2人にはかけておりません。最初にかけてのは實藤常務理事のほうです。今度の件につきましては、秀村課長のほうに話をしております。

○川上委員

今日の委員会の前というのはいつのことですか。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと明確には覚えておりませんが、先週であることは間違いのないと思います。

○川上委員

1週間前のことを覚えてないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、正確な日付としてはちょっと覚えていないだけです。この間、委員長と副委員長の説明がありました。その直前ですので、先週の前半であるということは間違いありませんが、ちょっと具体的にはちょっと私は覚えてないというわけです。

○川上委員

それは、場所はどこですか。實藤さんと秀村さんとお話ししたと言うのでしょうか。場所はどこですか。

○社会・障がい者福祉課長

電話ですので、こちらから社協にかけて、それぞれつないでもらっているだけです。

○川上委員

じゃあ、この件については、情報の共有の仕方は、全て電話ということなんですね。

○社会・障がい者福祉課長

この件というか、その請願に関しての後の話はそうなります。実際にこの社協のほうで営業を休止しますとか、そういう話については、社協のほうが出向いて来られています。大体、来られるときはこの2人、いつも一緒に来られます。

○川上委員

ちょっと何が何だか分からないですね。私は、社会福祉協議会との情報共有について、どういうふうにしてきたかと聞いたんですよ。そんなふうに言われたら何か分からないじゃないですか。一々聞かないと。もう少し時系列で話ができないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:30

再開 11:34

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

火曜日に、私のほうはちょっと別の件で外へ出ておまして、そこからの帰りに一応電話を入れております。ですから、火曜日の夕方、實藤常務のほうに電話して、その後、秀村総務課長のほうから電話がかかってきて、一応回答をいただいております。公衆浴場の廃止届を出したという回答をいただいております。

○川上委員

何か分かりますか。もうずっとこういうふうにしなないといけないの。いつの火曜日ですかと聞くの。それからあなたが電話で何を聞いたかも分かんないし、何も全然分からないでしょう。ここにいる人、誰も——、誰か分かる人もおるかもしれんけど、分からないですよ。

○社会・障がい者福祉課長

7日に電話したのは、結局9月15日の後に、どういうふうになりましたかということ、届けは出されましたかという説明をしました。一応、秀村課長のほうから、その後折り返し電話がありまして、9月20日に郵送で提出しておりますという回答をいただいております。

○川上委員

何か資料はないですか。電話でやるというのもちよっと不思議でしょうがないけど、記録もないですか、こういうやり取りをしましたという。

○社会・障がい者福祉課長

特に記録は取っておりません。内容的には、結局この届出を出したか出していないかの確認だけですので、特に記録は取っておりません。

○川上委員

あなたが11月——、こういうことを聞かんといかんわけ。11月7日に何かの用で出ま

したと。ふと思い出して電話をかけましたと。そしたらそういうことでしたと。記録も取っていませんということなんですね。

○社会・障がい者福祉課長

一応そのとおりでございます。記録は特に取っておりません。内容的には先ほど言いましたように、2つの届出がありますから、1つはもう届け出られていることを確認しておりますので、その後の、公衆浴場の届出をしたかどうかという確認をただけです。

○川上委員

そういう情報共有の仕方をしていると。そうすると、そういう電話で確認したことについては、部長とかにはどういうふうに報告するんですか。

○社会・障がい者福祉課長

部長のほうには口頭で説明しております。

○川上委員

さっきの情報共有との関係で、さっきボイラーだけではなく、ボイラー配管だけではなくて設備更新がというところがあったでしょう。それは電話で聞いたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

その件につきましては、9月15日の本委員会が終わりまして、私が県のほうにそのまま確認に行っております。今どういう状況ですかということで、もしもこれが届出を出されたときには、どういうふうな状況になりますかという話までは一応しております。

○川上委員

その答弁の裏づけとなるような資料というのは何かあるんですか、復命書とか。

○社会・障がい者福祉課長

出張の命令を受けて行っているわけではございませんし、私のほうは一応任意で、委員会で聞かれたことについて、次に聞かれることがあると思いますので、準備のために県のほうに確認に行っただけでございます。

○川上委員

任意で行っただけでございますというのはどういうことなんですか、県庁まで行って。飯塚市の社会・障がい者福祉課長として行ったんでしょう。個人で行ったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

県と言いましてもすぐその保健福祉環境事務所です。保健福祉環境事務所が届出の先になっておりますので、そこで担当者の方とお話しております。

○川上委員

そしたら、任意で動いて、一切記録はないと。一切記録はないけれども、福祉文教委員会で答弁したということなんですね。

○社会・障がい者福祉課長

一応答弁のために用意しているメモはありますが、ちょっとメモの内容につきましても、県の内容でお答えできるところ、お答えできないところとあるみたいですので、私のほうは聞いた内容で、実際にこの後、温泉法じゃなくて公衆浴場法の届けが整いましたら、その後再開を仮にするとすれば、どんなふうになりますかというふうな聞き方をしているだけでございます。

○川上委員

そういう仕事の仕方ということを大変驚きました。そういう情報の共有の仕方なんですね。記録のないものについて議会で答弁すると。それで社会福祉協議会の動きについては、今のやり取りの中で大体分かりましたけど、そもそもこの伊川の郷については、オートレースの食堂の事業収入、社会福祉協議会が、その財源の一部にするということであったわけですよ。食堂が廃止になるときに、撤退するとき、基金がどれくらいあったか確認していますか。

○社会・障がい者福祉課長

その時点で幾らあったかというのは確認しておりません。

○川上委員

それを調べていただけないですか。食堂が撤退します。そのときに伊川の郷の運営に充てられる基金はどのぐらいあった。そしてそれが、どのように増えたり減ったりしたのか。今日、幾らになっているのか。それは資料があると思うので、調べていただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

社協のほうに私のほうが相談することは可能だと思います。

○川上委員

じゃあそうしてください。それから、そもそも伊川の郷を開いたときにそのようにしようということについて、社協が考えたんでしょうけれども、飯塚市の土地の上なんですよ。したがって、飯塚市と社会福祉協議会の間で伊川の郷に関する合意があるはずなんです。その合意の文書はありますか。

○社会・障がい者福祉課長

その文書の有無については、私も今まで確認したことはございません。ちょっとあまりにも古過ぎると思います。実際合併前で、今の建物は2代目の建物になるわけなんですけど、初代のときの話にしかならないのではないかと思います。今は建て替えですからですね。建て替えたのは平成5年です。そうですね、平成5年に今の建物で運営を開始されていますので、今30年たっております。すみません、これがあるか、ないかというのと、ちょっと私も今分りかねます。

○川上委員

探したことがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

この間の請願を受けて、いったん探しはしておりますけれども、そのとき私は見つけきれませんでした。この施設がどうなのかというのは、旧の飯塚市誌において確認したことがあっただけでございます。

○川上委員

社会福祉協議会は持っていないですか、確認しましたか。

○社会・障がい者福祉課長

それは確認しておりません。

○川上委員

現在、市が市民のために責任を持つべき市有土地があって、その上に社会福祉協議会の財産である伊川の郷が、現実に存在しているという状況でしょう。これは貸付契約があるんじゃないんですか。申請もあれば、同意したという契約があるんじゃないですか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありませんけど、私が今調べている限りでは、ちょっと見つけきれっておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

この件については、社協のほうにも確認をしてまいりたいと思います。

○川上委員

市有土地を貸しているんでしょう。社協に何を確認するんですか。

○福祉部長

今までもこうやって継続してまいりましたけれども、契約の確認等も含め、社協と再度、契約の状況について確認してまいりたいと考えております。

○川上委員

市有土地を貸すときに申請があり、それを認めるという契約が成立すると思うけど、それを飯塚市が今保有していないということをおっしゃっているんですね。

○福祉部長

保有している、いないを含めて、ちょっと確認をしてまいります。

○川上委員

それで、実は私が先ほど質問したのは、市の土地の上で社会福祉協議会が伊川の郷の事業をしていると。その財源については、オートレースで営む食堂の事業収入を充てているということについて、飯塚市と全体について、飯塚市と社会福祉協議会との合意があったのではないかと。それが文書であるかということだったんだけど、取りあえず土地の貸付けに関するものは、あるかないか探してみるということを今答弁があったけど、覚書というか、合意に基づくものがあったと思うけど、その文書はないのかということについてはどうですか。分かりませんか。

○社会・障がい者福祉課長

ある、ないに関しても含めて、ちょっと調査しないと分からないと思います。

○川上委員

先ほどから情報共有の話をしてきたけど、補助金を出している団体であり、同時に飯塚市にとって、極めて重要なパートナーではないですか。そこの関係のことがどうなっているか分かりませんと。文書があるかないか分かりませんというのが前提にあって、しかも請願審査に必要な情報提供という点から言っても電話連絡です、その記録はありません。福岡県に行ったけど、記録もありません、任意で行きましたと、分からんことを言っているけど、社会福祉協議会との関係の何かこう曖昧さというか、ファジーなところ、それから伊川の郷に関するでたらめさですよ。そして、廃止することだけがついていっていると。これは、異常な事態だと思いますけど、副市長、見解がありますか。

○藤江副市長

今ご指摘いただきましたように、そういう書類ですとか、記録ですとか、そういうものが今確認できておりませんので、そちらの書類等、そういうものも確認しまして、改めて確認検討させていただきたいと考えております。

○川上委員

さらにオートレース場の食堂を撤退すると、別の食堂が入りました。それは何年前ですか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません、ちょっと今はっきりしたことは分かりかねます。

○川上委員

それは先ほど求めた基金というのか、お金の増減を遡って調べれば、それで分かると思いますが、その時期に社会福祉協議会は、食堂から撤退して、新たな収入減はないわけですから、国だってこれだけ社会保障のお金を削っていますから、増えませんよ。それでこのままいけば、伊川の郷の運営、経営が、事業が、遅かれ早かれ行き詰まるってことは、当然思いますよね。そのときに飯塚市との間で、何かそのときはこうしましょう、ああしましょうということが、話合いがあってしかるべきと思うけど、そのことについては何か合意した内容が分かるものがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

それも今ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、確認はしたいと思います。

○川上委員

手元にはないでしょうけど、存在するののかということを知りたいわけですよ。

○社会・障がい者福祉課長

伊川の郷の運営そのものにつきましては、飯塚市のほうからちょっと補助金を出しておりませんので、ないのではないかと思います。

○川上委員

そういう答弁はおかしいよね。もともとこの件について、どういう合意を社協と、伊川の郷についてですよ、社協と飯塚市がしていたか分かりません、資料もありませんと言ってるのに、今の答弁はおかしくないですか。

○福祉部長

伊川の郷については、陶芸教室については委託をしておりますけれども、温泉施設やあとは貸館については、飯塚市のほうは直接、関わっておりません。伊川の郷についても、社協のほうと具体的な取決め等は行っておりません。

○川上委員

冷静に考えてくださいね。1市4町で合併したでしょう。社会福祉協議会が設立し、運営していますというのは、飯塚市以外にどこがありましたか。そういう高齢者のための保健福祉センターみたいなところ。

○社会・障がい者福祉課長

その件については調べておりません。

○川上委員

調べないと分からないですか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、そのときの状況というのは、私も今はちょっと分からないと思います。

○川上委員

各町で自治体が責任を持って設立し、運営はいろいろなことがあったかもしれないけど、飯塚だけです。旧飯塚市だけです。オートレースの食堂でもうかるでしょうから、それで高齢者福祉事業をやってくださいとか言っているの。土地は貸しましょうとか。これをオートレースという事業の弊害の一つと言ってもいいかもしれないけど、しかしいずれにしても、食堂を撤退するときに、早晚お金がなくなることは、分かっていたわけでしょう、社協も飯塚市も。その中でこの部分については委託していますとか、そういう言い方は、飯塚市として地域福祉、高齢者福祉に責任を負うという点で言えば責任逃れと言わざるを得ないと思うけど。それを調べてください。その内容によってはいずれ老朽化し、こうなったときはこうしますというのは飯塚市と社協の間の話合いがあったかもしれない。その中身は分かりませんよね、今。だけど、論理的に考えたら旧飯塚市の中からそういう施設がもうなくなってしまうということになるわけですから、普通は考えると思うんですよ。それは調べてもらいたいと思います。

それから、その上で伊川の郷の整備に補助金を出すことができるようにするためにはどういう手だてが必要ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。午前中の質疑において、執行部より答弁を訂正したい旨の申出があつておりますので、これを許します。

○福祉部次長

先ほどの「請願第2号 子育て支援の充実（保育料無償化）を求める請願」に関する答弁の中で、合計特殊出生率の目標値についてのご質問があり、保育課長が答弁を行いました。子

ども計画の中では目標数値はつくっておりませんが、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標として設定しております「未来を創るひとづくり」の具体的な施策であります「妊娠・出産・子育ての一貫した支援と環境の充実」の目標設定の一つとして、合計特殊出生率を掲げており、基準値である平成27年度の1.75を令和6年度も維持し、1.75とすることを目標としておりました。答弁内容に誤りがありましたこととおわびして、訂正させていただきます。

○委員長

本件につきましては、ご了承ください。

○社会・障がい者福祉課長

午前中にお尋ねがあった件で、土地の貸借契約のことになりますが、これにつきましては直近のものは確認できておりました、10年に1回更新しておりました、令和4年4月1日からの分は手元でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:02

再開 13:02

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

先にちょっと契約書のことについて説明させていただきますと、直近のもの、令和4年から10年間のものについては確認できておりますので、それについて報告させていただきます。それから、要綱の件ですね、要綱につきましては、まず協議が行われる必要がありますので、まず協議を行った後に、どうやってやっていくかという話になってくると思います。今のところ、まだ協議はあっておりません。

○川上委員

じゃあ先に、市有土地使用賃貸契約書が令和4年から10年間の分については見つかったということなんですけど、それ以前についてはどうですか。

○社会・障がい者福祉課長

多分ある一定のところまでは戻って見れると思います。ただ、しょっぱながちょっと自信がないです。確認中ですね。

○川上委員

これ保存期間は何年ぐらいですか、普通。

○社会・障がい者福祉課長

決裁文書で見ましたら5年保存になっています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:04

再開 13:05

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません、確認して回答させていただきます。

○川上委員

そうすると、当初からのものが保存されている可能性はあるということですね。

それで、先ほど私の午前中最後の質問は、補助金を出すことができるようにするには、どういう手続になるんですかという質問だったんですけども、今の答弁は要綱が必要ですよ。それには協議が必要ですよという答弁だったと思いますけれども、確認していいですか。

○社会・障がい者福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、本市には、平成27年3月26日設置で、筑穂保健福祉総合センター運営費補助金交付要綱というのがあります。これについてお尋ねしたいんですけど、どういう経過の中で、この交付要綱をつくったのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと経過については、私たち今この手元では分かりかねます。

○川上委員

分からないという答弁ですね。分からないけど、補助金は出ているということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

この要綱ができた経緯が分からないというだけで、要綱はございますので、要綱に従って補助金を出しております。

○川上委員

要綱によれば、この告示は地域住民の健康増進と福祉の向上を図るため、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会（以下、社協という）が、筑穂保健福祉総合センター（以下、センターという）で行う事業に、運営に関わる事業に対し補助金を交付することについて云々という目的が書いてあるんですね。それで、対象事業及び経費等について説明していただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

対象事業は、まず健康増進事業が一つですね。それから地域福祉活動事業、それから維持補修の事業ということで挙げております。

○川上委員

4号があるでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

4号はですね、前3号に掲げるもののほか、必要な事業ということになっております。

○川上委員

市長が必要と認める事業だというふうに読むわけですね。ここについては、例えばですけど、せんだって久世副市長、藤江副市長が現地に行かれて、これはちょっと手を入れなければという認識を持ったということがありましたけども、どれに該当しますか。

○社会・障がい者福祉課長

これですね、先に東棟についてのみを修繕の対象にしておりますから、西棟については、今のところこれに該当するものはございません。ですから、今の1から3までに、通常考えられること以外の第4号にしか該当はできないと思っております。

○川上委員

その第4号、先ほど答弁がなかったですね、なかったでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。これ1から3まで明確に書いておりますので、それで説明いたしました。

○川上委員

ちょっと、あんまりこれに入っていきわけにはいかないんですけど、先ほど言ったように、今現地で焦点となっているものが該当するのは第4号と言われるわけでしょう。その認識を既に持っているわけでしょう、課長は。にもかかわらず、4号を、あえてかどうか分かんないけど、答弁しないというのはね、ちょっと納得がいかないところがあります。

そこで、戻りますが、社会福祉協議会と協議をし、これと同様になるかどうか分かりませんが、出すことができるようにするためには、この要綱が要りますということを確認していいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:10

再開 13:11

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

そうですね、別にこの建物について何か扱わざるを得なくなるということであれば、そういうふうな要綱をつくらざるを得なくなると思います。

○川上委員

午前中にお尋ねした伊川の郷設立時及びオートレース場における食堂事業の撤退時について、どのような協議が飯塚市となされたか、なされてないかについて、文書が不明だという、資料があるかどうかを含めて不明だということなんですけど、いずれにしても、本市が高齢の方を含めて、市民の福祉のために責任を持って仕事をするということは問われてくるのではないかと思うわけですね。それで、先にちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、先ほど兼本委員の質問に対してですね、課長が検討してまいりますと言われたわけだけでも、何を検討するんですか。

○社会・障がい者福祉課長

兼本委員のほうから提案がありましたように、隣にあるこの湯温泉ですか、そこへの利用も含めてということになります。

○川上委員

それは市が、この事業というか、高齢の方を含めた市民の福祉のために、市が責任を負うという前向きの答弁だと思うけど、社協任せではなくね。飯塚市が責任を負うという姿勢の表れだと受け止めたんですが、そのように受け止めてよろしいですか。

○福祉部長

社協との関係につきましては飯塚市のみが責任を負うということではなく、一緒に協議を進めた上で、よりよい地域福祉を目指してまいりたいと考えております。

○川上委員

協議をすることについては意思が固まったと、固まっているということのようです。

それでそういった点でいえば、この請願の内容と皆さんの立場は、手法において社協に頑張ってもらおうという方法と、同時にそれだけではなくて市も頑張りますよというスタンスが明らかになったと思うんですけど。

そこで委員長、資料の請求をしたいと思うんですけど、2点あります。1つは、伊川の郷の事業に充てる財源の収入と支出の経過が分かるもの。それから2点目は先ほど答弁のあったものを含めて、過去のものを含めて、市有土地使用貸借契約書について、資料要求をして請願審査の参考にしてはどうかと。なお今から申し上げますものについては、存在が確認できた段階で改めて請求の取り計らいをお願いしたいと思うんですけど、念のために申し上げますと、伊川の郷の開設時及びオートレースでの食堂事業撤退時の社会福祉協議会、飯塚市間の合意に関する資料。この2点が存在が確認ができたときには、改めて資料請求をお願いしたいと思います。委員長において取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

社協のほうの補助金を活用した収支につきましては、補助金を伊川の郷のほうについては出しておりませんので、これについては出せません。出すものがございません。その他は一応対

応を考えたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:17

再開 13:23

委員会を再開いたします。

先ほど、川上委員から資料要求がございましたものは、伊川の郷の収入と支出の経過が分かるもの。そして、2つ目、市有土地貸借契約書について、資料の要求がありました。この答弁を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

社協の伊川の郷に関しては、社協に一応確認した上で提出いたします。もう一つの貸借契約についても提出いたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。（「異議あり」の声あり）

暫時休憩いたします。

休憩 13:25

再開 13:25

委員会を再開いたします。

改めてお諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 13:26

再開 13:26

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、今回の請願の請願文書のほうにも、ぜひ、ラジウム温泉風呂の早期再開をということで、そういったことを求める市民の方のお考えというのはすごく分かりますし、共感する部分というのはあるんですけど、あくまでも請願の趣旨は、先ほど田中委員のほうからもありましたけど、ラジウム温泉の早期再開を求めるというふうな請願でございまして、その中身を審議する場かと思っておりますので、ちょっとそれに関するところで質問させていただきますけれども、まず前回の委員会の中で、すみません、ちょっと名前を出しますが、兼本委員の質問の中で既にもう温泉に関しては廃止届を出しているということは、もう温泉施設はやらないということなんですかということで、社会・障がい者福祉課長のほうは、社協のほうに一応確認をしておりますけれども、その廃止届をしたということですから、温泉としてはもう廃止ということになります。だから休止という取扱いではございませんというふうな答弁があっているんですけど、これはもう廃止をしてしまったんで、もう温泉としては、もう今後も、できないというふうな感じになっていくのか。ちょっと温泉法の届出等のちょっと絡みで、もしお調べの部分とかありましたら、答弁いただきたいんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

まず温泉法のほうで言えば、再開は可能なんです。ただそのベースになっている施設そのものの公衆浴場法のほうですね、こちらのほうが一応廃止もした後は、今度再開するときの届出は、今の法律の基準に合わない、今の施設ではですね。ですから、今のままで再開の届けを

されても、公衆浴場としては使えませんということです。

○永末委員

実際に再開をすることはできるけれども、しようと思えば、今の状態ではできないので、かなりの部分で手を入れなくてはいけないというふうなことだと思うんですけど、それに当たって、手を入れるにしてもその度合いがあるかと思うんですけど、その辺りというのはちょっとすみません、先ほど答弁があったかもしれませんが、もう一度ちょっと説明いただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

最初、社協のほうも再開を目指して最初は休止されたわけなんですけど、そのときは一応ボイラーの故障ということが、最初のお話でございました。その後漏水が発覚したわけですけども、その漏水の箇所がもう特定できないという状況でございます。それで県のほうに確認したところ、まず漏水の件は別に置いておいて、温泉法としては、再開は可能なんですけど、公衆浴場法、要するに浴場としての設備としては、今のままでは使えないということになります。ですから、社協が今もともと再開を目指していろんな試算もしています。試算もしていますが、その中には、大がかりな最終的に必要な工事というのは入っておりません。ボイラーの、結局やり直し自体にしても社協は実際に概算でしか出てないんですね。実際の工事の業者のほうも部品がないので、実際は修理というよりも取替えてしまわないといけないというのが、ボイラーに対しての考え方でございます。漏水箇所についてはちょっと今のところ全然、めどが立たないということで、仮にこの2つがそろったにしても、公衆浴場としての設備、県のほうがちょっと仮に上げていた話、一つだけ例示をさせていただいたんですが、男風呂と女風呂、これは今、分かれておりますけれども、管は1本でつながっているわけです、今の状態はですね。これはもう出口のところから明確に分けないと駄目だということは説明を受けております。そのほかにも、今例を挙げたのは、私一つだけ聞いておりますので、その話になりますが、そのほかについてもいろいろ手を入れられないといけないところはあるということで聞いております。

○永末委員

すみません、こちらとしては、程度の差はあれ、最低できないことはないけど、するとしたら相当な部分での費用が必要になってくるので、そこまでのことは、今現時点で社協の判断になるのか、市の判断になるのか分かりませんが、それは不可能だというふうな答弁でよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

社協のほうも、これは経営を含めて判断されております。実際に社協の中の、それも先ほどお話ありましたが、理事会とか評議委員会とかにかけて、一応そこで可決しておりますので、社協としては、もうこれに手をかけると、お金は余計かかっていくという判断をされているわけです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:49

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は慎重に審査をすべきということで、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査するという事に決定いたしました。

次に、「図書館について」を議題といたします。

先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について、執行部の説明を求めます。

○生涯学習課長

本委員会特別付託事件、図書館につきまして、前回、8月8日開催の本委員会において、追加要求のございました資料につきまして、今回、資料1から7として提出いたしましたので、当該資料について補足説明をさせていただきます。

資料案件3の8月8日要求資料を御覧いただきたいと思います。それでは、資料1をお願いいたします。資料1は指定管理者の募集要項及び仕様書となっております。平成19年実施の第1期、指定期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日まで。続きに、平成24年実施の第2期、指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。平成29年実施の第3期、指定期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日まで。及び令和4年実施の第4期、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までと、これまでに4回の募集を行っております。内容の詳細につきましては割愛させていただきますけれども、今年度、第4期が始まりました今年度から、指定施設がそれまでの3館から5館に拡大したものでございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。飯塚市立図書館各5館の施設概要となっております。建築年月日や構造、延べ床面積等を記載しておりますので、内容につきましては、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、資料3をお願いいたします。子ども図書館に関する他自治体の事例集となっております。本資料は、昨年度開催いたしました子ども図書館整備等検討委員会に提出したものを、改めて再編したものでございます。1ページに掲載した10館の図書館名等を掲載しております。県内の独立した施設といたしましては、6番の北九州市立子ども図書館、8番の福岡県立子ども図書館がございまして、子ども図書館の専用施設ではございませんが、子ども図書館建設に対して、子ども専用スペースなどの参考となる施設として、視察をいたしました。9番、福智町図書館「ふくちのち」、10番、伊万里市民図書館も掲載しておりますので、内容につきましてはご確認をお願いいたします。

続きまして、資料4をお願いいたします。昨年度に計5回、本年度第1回、開催いたしました、子ども図書館整備等検討委員会の議事録でございます。学識経験者としての保育専門家や図書館ボランティア、現役の保育園施設長、自治会関係者のほか、町内からも、子育てや保育、教育担当部署から合計で10名の委員を選出、審議いただく中で、子ども図書館の整備の方向性、蔵書内容や必要な設備機器、読書環境やレイアウト全般などについて、活発な意見交換や提案をいただきましたので、現在進めております設計案や予算案に反映または参考にしているところでございます。

続きまして、資料5をお願いいたします。子ども図書館のコンセプトや子育て支援施策に係る位置づけを示した資料でございます。1枚目は、子ども図書館全体のイメージをまとめたものでございますが、未就学児をメインターゲットといたしまして、関連する絵本や児童書のほか、保護者向けの育児関連書を配置するもの。さらには、読み聞かせ専用の空間や子ども用トイレ、授乳室等の必要な設備を新設する内容となっております。1階のコンセプトは、「ブックスタートから始まる本との出会いの図書館」として、子どもたちが遊び楽しみながら、自由に本に触れることのできる開架スペースのほか、飲食も可能とするリフレッシュエリアや静かに親子での読書や読み聞かせ等を体験できる独立した専用スペースも新設するものでございます。

次に、2階のコンセプトは、「体験、学習をすることで読書習慣の定着ができる図書館」と

して、地元3大学等の協力、作品等の提供により、見て触れて楽しむことのできる常設の科学展示室や、様々な映像体験を可能とする専用スペースを配置するとともに、それらに関連する書籍を配架することで、疑問点等の調べる学習へと子どもたちを導くことができるように考えたものでございます。

続きまして、2枚目は、子ども図書館の子育て支援施策に係る位置づけを示した資料となります。穂波図書館の子ども図書館への移行に関しましては、平成22年9月に、地元穂波地区の自治会公民館連絡協議会から提出された要望書が発端となっております。その後、第1に、平成29年8月開催の飯塚市子ども・子育て会議において、子ども図書館については市の子育て支援施策の一環として位置づけと回答。次に2番目として、令和2年3月策定の飯塚市子ども・子育て支援事業計画の中でも、子どもの読書活動推進事業として、将来に向けて読書の習慣に定着できる環境づくりについて規定しております。3番目に、令和4年3月策定いたしました第3次飯塚市子ども読書活動推進計画の中で、子ども専用の読書環境の整備の調査研究について規定されておりますなど、子ども図書館を子育て支援施策の一環として認識規定したものでございます。今後も、社会教育施設としてだけでなく、小中学校や子育て支援センターなどと連携して、子育て支援施策の充実を図る施設として運営していくものと考えているものでございます。

続きまして、資料6をお願いいたします。飯塚市立図書館5館における学習室や閲覧席に係る資料でございます。専用の学習室を所有いたしますのは、飯塚館と筑穂館の2館だけとなっております。その他は閲覧席といたしまして、資料に記載しておりますとおり、各種机や椅子などを各館とも配置しており、学習用に供することもございます。なお学習室の利用状況につきましては、両館とも統計をとっておりませんので、2館とも不明でございますが、時期とか、時間帯によりましては、週末などに満席となる状況も発生するところがございます。

最後に、資料7をお願いいたします。令和2年度から4年度までの3か年における小中学校のほか、保育所、幼稚園など、各種団体への団体貸出利用状況に係る資料でございます。資料1枚目の一番下の欄にあります貸出冊数合計欄からも見て取れますように、コロナ禍の令和2年から4年まで、利用状況に大きな増減はなかったことから、学校への、この後、事業案内の通知のほか、図書館事業において学校訪問等の機会を通じまして、利用の拡大を図るとともに、読書活動の推進につなげていきたいと考えているところがございます。

以上、追加提出資料については説明を終わらせていただきます。

続きまして、図書館についての、今回はテーマといたしまして、「学校図書館との連携（学校等支援）について」、こちらを提出いたしましたので、そちらにつきまして、資料に基づき補足説明をさせていただきます。ファイルは、案件3の図書館についてでございます。

それでは、資料1ページは表紙でございまして、続きまして2ページをお願いいたします。資料に記載しておりますとおり、本資料に記載の数字につきましては、全て令和4年度の実績となっております。1番は、団体貸出に関する小中学校別の実績となっております。飯塚図書館に所蔵しております団体貸出用図書を各学校図書館司書が直接選別の上、自校に持ち帰って、学校図書館での利用に供するものでございます。小学校の部では、敷地内に図書館が隣接する小中一貫校頼田校と、あと飯塚鎮西校の2校を除いて利用実績がございますが、中学校の部では、小中一貫校幸袋校のみの利用となっております。また各学期ごとに、利用案内に関するメールを、学校代表宛てに送付して、利用の拡大周知を図っておるところでございます。

次に、2番は、一日図書館職員体験に関する図書館別の実績となっております。小学校3年生を対象として、図書館への関心、理解を深めるために実施しておりますが、比較的関心の高い事業でございまして、応募者の半数近くが参加できない状況となっておりますので、通常業務に支障を来さない範囲で、実施期間の拡大などについて、指定管理者と一緒に検討してまいりたいと考えております。

次に、3番は新入生に対する図書館利用案内の実績となっております。小学校新1年生を対象として、図書館の利用方法や事業案内を通して、まずは図書館に関心、親しみを持ってもらうことが重要でございますので、市内全ての小学校で実施しております。学校によっては図書室で実施することもございまして、その際は、学校司書の方にも立ち会っていただいております。

次に、4番は図書館を使った調べる学習コンクールの出前授業の実績となっております。図書館を使った調べる学習コンクールは、子どもたちが主体的に学び、知的好奇心等を育むこと及び図書館利用の促進を目的として、飯塚市立図書館主催で開催し、小学校13校、中学校1校から昨年、合計で256作品の応募がっております。本事業は、当該コンクールの周知と、多くの子どもたちの参画を目指して、用意したテーマに沿った簡易的な調べる学習を子どもたちが体験、簡易的な作品を完成させる方法によって、希望する小学校で実施するものでございます。こちら学校によりましては、図書室で開催することで、学校司書の方に携わっていただいている場合がございます。

次に、3ページをお願いいたします。5番は、図書館見学の実績となっております。校外事業として実施される学校連携事業の一環としまして、子どもたちが図書館への関心と理解を深めることで、図書館利用の促進につなげるとともに、学校家庭等における読書活動を推進するために実施しております。

次に、6番は読書スタンプ帳の実績となっております。小学校との連携事業として、本に親しむきっかけをつくり、読書活動の活性化を図るとともに、学校図書館、市立図書館の利用促進のために実施しているものでございます。

次に、7番はインターンシップ（就業体験）の実績となっております。近隣の高校から計5名の学生を受け入れておまして、図書館の仕事を体験することにより、社会人になった際の企業や仕事の役割を理解する一助になるものと考えております。

最後に、4ページをお願いいたします。8番は、家読事業に関する小学校別の実績となっております。毎年、県補助事業を活用して、各小学校における独自の取組をお願いしておりますが、全学年での取組だけでなく、対象の学年を限定するなど、成長発達段階に応じた読書活動を取り入れることで、様々な場面における読書環境の充実を図るものでございます。また、家族みんなで同じ本を読み、感想等を語り合うことで、家庭内のコミュニケーションを図ることにもつながっていると考えております。

以上、学校図書館との連携支援につきましては、従前は協議会、市長部会の研修に市立図書館職員が講師として参画するなどの交流もございましたが、近年はコロナ禍の影響もあり、団体貸出等における学校図書館司書との個別交流があるのみで、学校図書館協議会司書部会全体との交流の機会を持つことができておりません。今後は、研修講師としての交流のほか、希望する学校図書館の運営全般に係る相談対応、支援を行うなど、市立図書館職員としての専門的知見を生かす方策を検討していきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、学校図書館との連携（学校等支援）の提出資料について、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

資料を提出いただきましてありがとうございました。子ども図書館についてちょっとお尋ねします。整備等検討委員会でどのようなお話をされていたかということが理解できたんですけども、私たちはそこに対して、どういった、その内容について、どの辺まで話していいんでしょうか。この内容を見て。要はこの検討委員会で今されてあることを、飯塚市としては、子ども図書館に当たって、意見として検討していかれるということでもいいんですかね、検討委員会

というのは、それによって、僕らもちょっと質問の仕方が変わるかなと思って。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会につきましては、当然、委員の皆様にも専門的な立場において、いろんなご意見をいただきまして、もちろん最終的にはそれに基づきまして、市の実際の整備設計を含めてですね、内容も含めて検討するところがございますので、その意見を参考にした上で、あと私ども教育委員会、市としても内容を詰めていきたいというふうに考えているところがございますので、いろんな意見をいただきながら、今、現状としても進めているところがございます。

○兼本委員

委員長、すみません、私たちはどういったことを、この子ども図書館について言えるのかと。ちょっとそこはどうしたらいいんでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:08

再開 14:09

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。先ほど申しましたように、子ども図書館整備等検討委員会のほうで、委員の皆様からいろんなご意見いただいたものに基づきまして、私ども執行部のほうで、今の意見をまとめたところがございます。それで、委員の皆様におきましては、またいろんな、例えば、今、案を進めておりますけれども、利活用とかいろんな面でご意見がございましたら、まだ今後、整備等検討委員会もございますので、その中で、そういった意見も、また下した中で、反映して、またそれを下した中で、またご意見をいただいて、それをまた改めて執行部として意見としてまとめて、またご報告したいと考えております。

○兼本委員

先ほど子ども図書館に関しまして、課長のほうが、未就学を対象にということでお話しされてありました。検討委員会では、ゼロ歳から9歳までが対象という話で何か進んでいるように思うんですけども、この考えの違いというのは、どういうことなんでしょうか。

○生涯学習課長

昨年の委員会の中では、私どもも執行部の事務局のほうの話の中におきましても、ゼロ歳とか9歳の年齢というところで、最初は案として提示させていただいたところがございます。ただ、途中といたしますか、その考えが当初あったんでございますけども、実際には私ども執行部、市のほうでも検討する中でですね、その年齢にこだわらず、もっと、図書館の規模等もございまして、もっと未就学児とかに特化したらいんじゃないかということで、そういった方向転換といたしますか、ちょっとございましてですね、それをまた、改めて前回の整備等検討委員会にもお示しさせていただいて、皆様にご協議いただいた中で、それで決めさせていただいたところがございます。

○兼本委員

分かりました。結局ですね、そうすると今度、平成29年8月に、この子ども図書館の位置づけということで、市の子育て支援施策の一環として子ども図書館を位置づけします。その内容としては、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書の習慣が定着できる環境づくりをつくるためにということを行っていきますということで、令和4年3月には、子どもの成長のみならず、感情を共有する保護者にとっても幸せな時間と空間になると考えられることから、子ども専用の読書環境の整備が可能であるならば進めていきたいというふうに変わってきたという形なんでしょうかね。そうすると未就学ということはゼロ歳から

5歳を対象にするということでもいいのかということがまず1点。その場合、この子たちに読書の楽しさやすばらしさに出会ってもらおうというのを、この図書館を使いどのように考えていらっしゃるのか。そして、この保護者にとって幸せな時間と空間になると考えられると、本市は言っているわけですね。そしたら、そのためにはどのようなことをやったらそのようなことになるのかということが、当然、基本にあつて子ども図書館を考えていらっしゃると思いますので、ちょっと抽象的過ぎるので、もっと具体的なものをちょっと教えていただければと思います。

○生涯学習課長

申し訳ございません。まず、対象年齢でございますけれども、先ほど言いました未就学児、小学校に上がる前の子どもをメインターゲットとしてというところでございますけれども、こちらは、特に対象としましては、1階に配架いたします書籍等につきましては、未就学児を対象という形で考えておりまして、今、資料のほうに書いておりますように、2階のほうにつきましては、ちょっとまた違った意味合いを持たせまして、体験学習することで読書習慣の定着ができる図書館ということで、こちらにつきましては、1階はそういった、一応基本はそのターゲットでございますけれども、2階につきましては、未就学児に限らず小学生にも、それ以上の方につきましても楽しんで読書に、いろんな映像体験等科学展示にも触れ合いながら、読書に触れ合う機会をつくってもらいたいと思っておりますので、それで1階と2階につきましては、年齢対象につきましては、ちょっと色合いを違ったところで考えているところでございます。あと、子どもと親御さん、保護者にとって幸せな時間、空間になるということで、大変ちょっと抽象的なもので申し訳ございませんが、1階につきましては、特に未就学児を対象と考えておりますので、例えば今までの図書館と違いまして、多少、子どもたちが騒いでもですね、親子が触れ合って遊んで楽しんで、本を楽しんでいただけるスペースとして考えておりますので、あまりそういったことに対してですね、今までの図書館みたいに、例えば静かにしなさいとか、そういった注意をするようなイメージではなくて、自由に子どもたちに遊んでもらう一つのスペースとして1階は考えているところでございまして、ただそうは言いましても、そうやって楽しんで、わいわい騒ぎながら図書館を楽しむというスペースも持ちながらも、親子の、保護者の方とお子さんで、例えば別室で読み聞かせ等の専用の部屋も考えておりますので、そういった、ただ騒いで遊んで楽しむだけでなく、そういった専用の空間を使えばですね、例えば、保護者の方とお子さんで、静かに触れ合いながら、本を読み聞かせしたり、一緒にコミュニケーションをとる機会を設けると、そういったスペースも考えておりますので、両方に配慮した形で、1階は子ども図書館としてスペースを考えているところでございます。あと、それが幸せな時間というのが、なかなか抽象的で、何とも私も、すぐちょっとお答えすることが難しいんですが、そういった自由にですね、今までにももちろんないスペースを、小さいお子さんと保護者の方にとってですね、そういった今までの図書館ではできなかった体験ができる図書館として考えていきたいと思っておりますので、そういった感じで、子ども図書館の全体的なコンセプト、特に1階につきましては進めていきたいというふうに考えているところでございます。すみません、ちょっと抽象的で申し訳ございません。

○兼本委員

分かりましたか、今の。ちょっとよく分かりませんでしたけど。これは子育て支援課として、今言われたことで、子育て支援事業計画あるじゃないですか、子ども子育て支援事業。どのようにマッチングしてくるのか、もうちょっと明確にお答えいただけるのであれば、お答えしてもらえませんか。

○福祉部次長

子ども図書館につきましては、穂波でするので、穂波の子育て支援センターが同じ敷地内でございますので、そちらと連携したイベントとかですね、活用等が考えられるんじゃないかと思っております。また、親も楽しめる図書館ということで、今、若いお母さんたち、子どもさん

を連れてお母さんたちの悩みの一つに、社会の寛容性ですかね、やはり外に出たときに子どもが騒ぐことで、外に出づらいつか、そういったことをよく私たち耳にしております。子ども図書館ができることによって、そういった声を気にすることなく、楽しむというのは、何かこう面白いことがあって楽しむということだけではなく、そこにいて、くつろげるということで、外に出る時間、そして子どもと一緒にそこでゆっくりと過ごすこと、周りを気にせずに過ごすこと、外で過ごせる、そういう場所であってほしいというふうに、子育て支援施策のほうでは考えております。

○兼本委員

すみません、教育長がいらっしゃらないから、教育部長にお尋ねしますが、今、子育て支援課のほうから、子ども図書館に対して、こういう施設であってほしいというお話がありました。教育委員会としましては、同じ考えであるということによろしいですか。

○教育部長

基本的には穂波図書館を子ども図書館とすることによって、飯塚市の中で特色のある図書館をつくっていかうと。その中で今質問委員がおっしゃられましたように、親子で楽しむとはどういうことなのか、それについて福祉のほうはどう考えているのかという部分で、福祉のほうの考えはもちろん当然ございます。小さな頃からの読書の習慣をつけ、また、子育て中のお母さんが育児でどうしたらいいのだろうか、そういった悩みがあるときに、今言うような隣の子育て支援センターあたりと連携しながらですね、飯塚市の子育てをよりよくしていきたいというふうな思いでございます。

○兼本委員

福祉部と教育部の考えはある程度同じベクトルの上に立って、この図書館をつくっていくということは分かりました。そうした場合にですね、まず1点、先ほど言われた子育て支援センター、これはたしか前も請願が出ていましたよね。ゼロから3でしたっけ。支援センターの利用者、5歳でしたっけ、5歳までのお子さんは支援センターが使えます。ただそれ以上のお子さんに関しては使えないんだよと。何とかこれを使えるようにしてもらえませんかという請願がありましたでしょう。あのときは、いやもう児童福祉法に基づいて、どうしてもそれができないんだということで、近くに児童クラブがあるから、そちらにというような話々出ていたと思います。今回も結局同じなのかなと思うのが、小さなお子さんだけじゃなくて、お母さんが、先ほど言われるようなときにですね、もうちょっと上の小学校の兄弟とか、もしいらっしゃった場合には、この子たちをどうしたらいいのかとか、例えば、ゼロ歳児から5歳児までの子どもさんは支援センターいいですよと。6歳から上のお子さんを、この図書館を利用するに当たって、どういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○生涯学習課長

すみません、同じような答弁になるかもしれませんが、質問委員が言われますように、もちろん図書館でございますので、書籍とかのメインターゲットは、未就学児で、特に1階のほうは考えさせていただいているところでございますけど、もちろん利用に当たっては年齢制限はございませんので、どなたが利用してもいいのは、もちろん変わらないところでございます。その中で、1階がそういった未就学児を対象とした書籍とか、遊べるスペースと考えておまして、先ほども申し上げましたとおり、スペースの問題もございまして、1階はそういった形でさせていただこうというふうに考えているところでございますが、先ほど申しました1階だけじゃなくて、今回は2階も改修いたしまして、子ども図書館全体として改修するつもりで予定を進めておるところでございますので、例えば全ての分野というわけではございませんけども、先ほどからちょっと説明しております2階は常設の科学展示とか映像体験コーナー、また、世界の言語等に触れ合うことのできるスペースとして2階は考えているところもございまして、そういったところを、例えば未就学児でない小学生以上のお子さんに利用していた

だくことが、もちろん可能ではございますので、そういったすみ分けではございませんけども、そういったところで子ども図書館としての全体の運営を図っていきたいというふうには考えております。

○兼本委員

そうすると、1階には小学生とかは入れないの。入れるわけでしょう。小さなお子さんがメインでしょう。小学生の子どもさんたちが、もし事故を起こしたらどうするんですか。考えられていますか、そういうこと。小学生は2階に行ったらいいんだよと言われましたけど、お母さんたちが、例えばそのために支援センターにいるんですよ。1年生や2年生のお子さん1人でいいんですか。いいというお考えなんでしょうけども、その辺の安全性の確保とか、そういったことは、お考えされてあるんですか。

○教育部長

今、委員のほうからご指摘があったとおり、子育て支援センターのほうに小さなお子さんを連れていく。就学児の年齢になったら、そこで入れないということですので、子ども図書館のほうでといったときに、当然出てくる心配だというふうに私も感じております。そのところについては、今後またさらに福祉部のほうとそういったケースについての対応を、まだまだちょっと協議、オープンまでには何らかの形で対応が必要であるというふうに認識しているところでございます。

○兼本委員

次に、未就学のお子さんをお持ちの親御さんがここを利用される、どうして利用されるのかといったことは考えられていらっしゃいますでしょうか。

○教育部長

未就学の保護者の方が子ども図書館を利用される目的というのは、一つはやはり初めてのお子さんであれば、どういった育児になるのか、また、周りに育児相談ができない状況にある方、こういった方もしくはいろいろ情報を仕入れた中で、こういった蔵書がある、飯塚市のほうには子ども図書館があって、そこに行ってみよう。そういった方々が利用されるのではないかとというふうに考えています。

○兼本委員

そうすると、例えば皆さんで、親御さんたちがそこで情報の共有を行うとします。そうしたときに、今、子育て支援広場があります。今そういうところでやっぱり行われているんだと思うんですよ、親御さんたちの。これを、図書館と支援センターが近いとはいえ、同じ施設ではないですよ。やっぱり2つに分けなくちゃいけないといったところに、どうなんでしょう、同じような状況の環境のものを、図書館にもつくらなくてはいけないのか。いやそれとも、それぞれ分けますよというふうに考えられているのか。それを分けますよと言ったときには、それこそ、ちょっといろいろ複雑じゃないかなと思うんですが、その辺りはどのようにこの図書館を、今の課長が言われている図書館を運営していく上で、どのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教育部長

図書館の運営自体につきましては、先ほど課長のほうの説明でもありましたとおり、今年から5館全てが民間委託というふうになっています。今質問委員が言われますような部分について、運営委託先であるTRCのほうでは、相談にもよるんでしょうけれども、多分ちょっと難しいかなというのが、今の私の考え方です。これは相談にもよるとは思いますから、もう絶対無理とは断言できませんが。ただそういったときに、やはり市役所内部での連携というのが今以上に必要になっていく部分であるというふうに認識しています。

○兼本委員

私はですね、先ほど福祉部次長が答弁していただいた、教育部長も答弁いただいたように、

やっぱり子育てに関して、親御さん非常に大切だと思います。そういう意味でも、ここの図書館が救いの場になれば、すごくそれが一番じゃないかなと。この図書館を設立するに当たって。そうなったときに、今、小学生、2階はというようなお話ありましたが、施設的にそこまでできるのと、あと審査会の話の中でも、学習室がとかいろいろ出ていましたが、実際問題、例えば未就学の対象にするといろんな物やスペースとか、いろんなことが必要だと思うんですね。そこが、この穂波の、ここの部分だけで完結するのかなのかというのは、もう少し子育て支援の福祉部と、もっとちょっと密に協議されて、もう少し対象を絞ってやっていくべきじゃないかと私は思いますし、逆に言うと学習室の何々というのであれば、飯塚図書館とそれこそ一つどっか別の場所に一つにして、全てそこを図書館の施設という形にするべきじゃないかと思ったり、いろいろ考えあると思いますが、もう少しちょっと話していかないと、それこそ協議会の皆さんが言われるように、せっかくつくったのに意味なかったよねと言われるようじゃ駄目ですし、もう先進事例はいっぱいあるじゃないですか。今日も資料にも上げていただいています。そういう先進事例とか、ほかにもあると思うんですよ。子育てというのは、過去では止まってないんですよ。先に進んで、もうどんどんどんどん時代とか状況によって変わってくるわけですから、そこに関してはちょっと、もう少し打合せが必要じゃないかと思っています。もう少し対象者を絞るとか、絞って、例えば未就学ならゼロから5歳児か、でいきましようということだと、当然それはそれでいいと思います。ただそこに、やはり小学生のお兄ちゃんとかお姉ちゃんとかがいらっしゃるとかということも考えなくちゃいけないと。穂波のこの単体で施設でやっていくのであるならば、そこをもうちょっと考えられたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。安全面もそうじゃないですか。これ実際問題、安全面に関して言えば、責任どこになるんですかという話ですよ。そういったところを、もう少しやはりちょっと細かく決めていかれたほうがいいのではないかと思いますので、ちょっとそこは本当、せっかく子育て支援課とですね、この委員会は一緒なんですよ、福祉部と教育部が。もう少しちょっと情報を聞いていただいて、飯塚市の誰がこの子ども図書館があることによって、救われるのかとかいったことを、もうちょっと頭に入れていただいて計画していただきたいなと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

資料要求させていただきまして、提出ありがとうございます。今回、私のほうで図書館の指定管理の要綱ですかね、そういったのを要求させていただきました。過去4回分ですかね、4回分のやつを提出いただいています。中身をちょっと今、ざっとですけど見させていただきまして、ちょっと私確認したかったのは、選定基準のところだったんですけど、その辺りずっと見ましたら、大体、前々回ぐらいから、大きく4つぐらいの選定基準がですね、共通しているかなというふうに見てとれました。1つがですね、指定管理施設の利用に関して不当な差別的取扱いを行われるおそれがないということ。2つ目が、事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。3つ目が、指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。4つ目が、指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。大まかにこの4つの部分を選定の基準とされて募集されていたようです。私、今申し上げた3つ目のですね、要は、この施設の効用を最大限に発揮しているかどうかというところが、非常に大事じゃなからうかと思っています。先日も、福祉文教委員会のほうで視察に行かせていただきまして、部長も一緒にご同行いただきましたので、実際に現地を、同じものを見てきたかと思うんですけど、状況もですね、神奈川ですので違いますし、いろんな意味で本市とは違う部分がございます。交通利便性とか、あとは自治体の規模の大きさですとか、人口とか、若干違いもありましたけども、そのときに行った施設が、

本市でいうところのコスモスコモンと図書館が合体したような感じの施設で、驚きましたけど1日1万人ぐらい訪れるということで、非常に活性化された施設でございました。そのときに、やっぱり一番大きな違いとして思ったのが、施設の魅力ですね。というところが、やっぱりコンセプトそのものが違うなというふうに感じまして、そこに関して、先ほど申し上げた選定基準、そこが関わってくるのではなかろうかというところで話をしているんですけど、やっぱり大きくいろいろ違いましたけど、大きいのはやっぱり学習スペースの充実、あと読書スペースの充実とか、あとこれも一例ですけど、有料のラウンジを設けたりだったりとかですね、やっぱりその場にいかにか居心地よく市民の方がそこに滞在できるかというふうな部分にかなり配慮されてつくられた施設であったかと思います。ですので、もう、今時点では、指定管理期間が、また新たに指定管理期間が始まっていますので、あれですけど、私はこの部分、今後、すごく必要じゃないかと思います。先日、飯塚市長選挙がございまして、武井新市長が就任されましたけども、やはり一番大きく言われていたのは、教育を中心に据えたまちづくりを行っていくということで大々的にされていました。教育といいますと、やっぱり生涯学習というのは欠かせませんので、その拠点でもある図書館というのは、ある意味、今後の中心になってくる題材じゃなかろうかと思っていますので、ここはですね、やっぱり一緒に見ていただきたいと思いますので、その辺りしっかりと、今後ですね、ご検討、再検討いただきたいと思いますが、ちょっとこの辺りで一旦、ご答弁いただけますか。

○教育部長

ご質問にありましたとおり、先日、ご一緒にすごい図書館、シリウスというお名前ですね、視察のほうをさせていただきました。今、質問委員が言われるとおり、フロアごとにコンセプトがあったり、また、そのフロアごとのコンセプトの中で無料で開放している部分、また有料で開放している部分、そういった根本的な違いというのが非常に大きいかないというふうなのは、私も感じ取ったところではございます。その違いがどうして生まれたのかというふうに、私なりに考えますと、やはり当日、ご説明をいただきましたとおり、再開発事業の中でのコンセプトの中でつくられたものというところが、一番大きな違いが出てきている部分なのかなと。本市のほうとしましては、隣がコスモスコモン、文化施設がございます。その横に同じく社会教育施設である図書館、それからコミュニティセンターがある。こういう立地的にはですね、非常にうちも負けていない立地であるというふうに、私のほうは思っているところでございます。そうした中で、既に今あるコミュニティセンター、これ自体の大きな改修作業というのがございますけれども、その中にあるさらに市の中央図書館、こちらのほうをコミュニティセンターのほうと含めて、今、質問委員がおっしゃられますように学習室、こういったものをコミュニティセンターの中で、どこまでコミュニティセンターで賄えるか、こういったところも含めてですね、設計のほうはしていきたいというふうには考えているんですけども、何分限られた予算の中でのというのがありますので、その中で精いっぱい知恵を絞って、今よりもより利用しやすいコミュニティセンターであり、また図書館になるように頑張っていきたいというふうに考えています。

○永末委員

はい、お願いします。ぜひ、今回、指定管理で出されている図書館は、飯塚図書館だけじゃないんですよ。ほかにも4図書館ございますので、ぜひ、全てにおいて、この前伺いました大和市のようにコンパクトな都市で、縦横無尽に鉄道が通っているのであれば、中心部に大きなのが1個あっても、それでも市民の満足度は結構カバーできると思うんですけど、恐らく本市であれば、やっぱりそこそこで充実した図書館というのは、やっぱりある程度必要になってくると思います。先ほど部長も言われましたけど、魅力ではですね、確かに負けてないというのがありますが、多分、利用者数とかその分ではですね、やっぱりまだまだ雲泥の差が出てしまっていると思いますので、そこはせっかく一緒に行っていただきましたので、ぜひ、

そのイメージでありますとか、そういったところを可能な限り反映していただきたいと思えますし、しっかりと、やっぱりこう、今までのやっぱり図書館のコンセプトというのが変わってきていると思えますので、今まではそれこそ本当に本を借りて、そこで勉強するとかいうことだけだったと思うんですけど、やっぱりそこにいかに長く、快適に居られるかという、いろんな違う要素も出てきていますし、それをまさに市民の方も求めていると、私も切実に感じていますので、そこにはしっかりとした予算措置をやっていただきたいと思えます。

ちょっと今回、委員会の特別付託で続いていますので、再度ちょっと追加で資料要求させていただきたいんですけど、施設の有効利用ということになりますので、今現時点の施設が本当にどこまで有効利用されているのかというのをちょっと知りたいと思っています。それに当たって、まずこの5施設の建物図面というのを、ちょっといただければと思いますので、委員長の方でお取り計らいのほどお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永末委員から要求がっております資料については、提出できますか。

○生涯学習課長

用意させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、資料要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を要求いたします。次回までに提出をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、資料ありがとうございました。資料ですね、学習室の件なんですけど、さっき教育部長から答弁があったとおり、まだ決まってないんですかね、学習室の席の数であったり、机の数であったりというのは、今から検討していくと、ちょっと私は捉えたんですけども、それを踏まえて、もう一点、資料をちょっと要求したいんですが、貸館の利用状況がもしあれば、ここ数年の貸館ですか、学習室ですかね、利用状況——。学習室ではないです、3階、4階とかで借りられる貸館じゃないんですかね、すみません。——利用状況がもしあれば、コミセンです、コミセンのですね、ちょっとお取り計らいをお願いしたいのと、理由としては貸館の状況によっては、そこまで今部屋が要るのかというのと、むしろ足りるのかというのをちょっと目安にしたいというところで資料要求したいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:45

再開 14:46

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま藤堂委員から要求がおります資料は提出できますか。

○生涯学習課長

次回の委員会でございますけど、用意させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま藤堂委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

図書館ですけれども、周辺自治体の図書館との連携についてお尋ねしたいと思うんですけど、まず現状、仕組みはどうなっているのでしょうか。

○生涯学習課長

現状、周辺地域といたしましては嘉飯桂地域と、特に嘉麻市、桂川町との図書館の相互利用が可能となっているところでございます。ですから、そこそこにお住まいの住民の方でありましたら、飯塚市、嘉麻市、桂川町の図書館が利用できる状況となっております。

○川上委員

利用できる内容は、どういった内容でしょうか。

○生涯学習課長

図書館の本はもちろん貸出しもそうですけれども、図書館雑誌の資料だけでなく、A V、C DとかA V資料も貸出しができます。ただ、1点違いますのは、そこそこの図書館でないと、今予約制度というのが図書館でございますけれども、そちらにつきましてはお住まいの地域でしかできないという取組になっておりますので、そこがまだ、検討は実はずっとしているところでございますけれども、合意に至っていないところでございます。

○川上委員

以前ですね、合併前は、それぞれの自治体の図書館は、その自治体に居住しているか、あるいは勤務しているというのが、利用の——、これが桂川町の図書館のカードです。大塚古墳のマークが。そういう状況だったんですけど、自立圏の広域連携前までにですね、それ以外の、通勤もしていないし、住んでもいないけどという場合でも、このカードをつくって、借りたり、そういうことができるようになったというふうに思うんですけど、広域自立圏構想で本市は中心市になっていますけど、それ以降、さらに連携がよくなって、充実したということがありますか。

○生涯学習課長

先ほど答弁させていただいています貸出し等の状況以外につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたとおり予約等の、まだ取組につきまして、まだ合意がとれてないで、できる状況でございませぬので、平成30年から貸出し相互利用ができるようになって以降、新たにできるように、進展したところは、正直言いまして今のところまだないところでございます。

○川上委員

例えば現状ですね、桂川町でカードを飯塚市民だけつくれます。借りることもできます。返却をですね、桂川のその図書館以外ではできないということなんですけど、大体、飯塚市が連携とっている自治体でも、そういう状況ですか。桂川だけできないということじゃなくて、嘉麻は4つあると思いますけど、そこともそういう関係でしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、そこそこの図書館で借りていただいたものにつきましては、そこそこの図書館に返していただくという形になっておりますので、飯塚市に限らず嘉麻市、桂川町とも同じような取組でございます。

○川上委員

現状との関係なんですけど、飯塚市民で桂川の図書館、それから嘉麻の4館でこういう図書館カードを持っている人の人数とかいうのはわかりますか。

○生涯学習課長

カードといいますか、こういった定住自立圏の利用につきましての登録者というような形か

と思いますけれども、例えば、令和4年度の実績で言いますと、登録者数が飯塚市、嘉麻市、桂川町、一応合計で227名というような形で、そこそこで言いますと、飯塚市が101名、嘉麻市が52名、桂川町が74名、合計で227名でございます。

○川上委員

それはどういう数字ですか。何の数字ですか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。今申し上げました数字につきましては、あくまでもこの定住自立圏構想に基づいて、2市1町、嘉飯桂の中での相互利用ができる、その仕組みを利用してつくった方の数でございますので、その合計が2市1町全体で227名というようなところでございます。

○川上委員

ちょっと教えてくださいね。ちょっと私、大体分からないことを聞かないんですけど。こういう飯塚市民で、他の自治体のカードを持っている人の人数が分かるかと聞いたんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:55

再開 15:06

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

ご質問いただきました登録者の関係でございますけれども、すみません、今手元に令和4年度の実績しかございませんので、令和4年度に登録された方の各市町の数字を今から述べさせていただきます。令和4年度ですが、飯塚市の方が嘉麻市の図書館を利用した方が45名、桂川町の利用者登録をされた方が48名でございます。次に、嘉麻市の方で、飯塚市の図書館の利用登録をされた方が81名、嘉麻市の方で桂川町の図書館の利用登録をされた方が26名でございます。最後に桂川町の住民の方が、飯塚市の図書館の利用登録をされた方が20名、桂川町の方で嘉麻市の図書館の利用登録をされた方が7名という状況になっております。

○川上委員

それで返却を借りた図書館ではなく、通勤途上とか、居住地の近隣の図書館でということまでは今は行っていないということですか。

○生涯学習課長

質問委員のおっしゃるとおり、返却につきましては、そこそこの図書館、借りたところをお願いしている状況でございます。

○川上委員

この際でするのでお尋ねしたいのですが、移動図書館なんですね。本市には移動図書館がありません。車で移動して。それで今後検討して、本市の第6番目の図書館ということで、移動図書館を整備するということも考えてはどうかというふうに思うんですけど、近隣の自治体の図書館、移動図書館の状況を把握していることがありますか。

○生涯学習課長

県内の移動図書館の実績ということで、ちょっと細かい数字等のデータまではちょっと調べておりませんが、県内の移動図書館と言われるもの自体は、今現在で、一応17館、1つの市町村で何館も持っているところがございますので、合わせて17館、運用が今あっている状況でございます。

○川上委員

筑豊圏域ではこういったところがあるか分かりますか。

○生涯学習課長

いわゆる筑豊地区ということでございますと、田川市と嘉麻市の2市だけになるかと思いま

す。

○川上委員

嘉麻市は、以前はテントウムシとか言っていましたけど、テントウムシ号とか、号はついていましたかね、嘉穂町で走っていたと思いますけど、現状はやはりいわゆる旧嘉穂町エリアで走っているだけか、それとも嘉麻市全体を走るようになったかというのは分からないでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃられるように、もともとは旧嘉穂町の地域で始まったものと私のほうも理解しております。現状ちょっと嘉麻市のちょっとホームページ等で調べただけでございますけれども、基本、確かに旧嘉穂町区域がほとんどでございますけれども、一部稲築地区の公民館とか、そういうところにもステーションを設けて運用はしているようではございます。

○川上委員

特別付託案件のほうで、虐待問題、高齢者支援とかいう、そういった社会的なテーマがあるんですけど、重層的に地域を支えていく上でもこの移動図書館というのは貢献度が大きいのではないかと思いますので、今後また引き続き質問させていただきます。私も調査した上で、深めた上で質問します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○高齢介護課長

虐待の予防事業について、提出資料の説明をいたします。飯塚市における高齢者虐待の予防事業について、今回はご説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。高齢者虐待防止法についてです。高齢者虐待防止法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律は、平成18年より施行されており、高齢者虐待に関する定義づけを行うとともに、同法の目的について、表記のように示しております。法律上において、高齢者を65歳以上の者、養護者については、高齢者を現に養護する者であって介護施設従事者等以外のものを言うとし、高齢者虐待については、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいうとして定義されております。同法上において、高齢者虐待は、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の2つに分けられております。

資料3ページをお願いいたします。高齢者虐待の現状です。令和3年度に厚労省が行った高齢者虐待の相談件数等に関する全国調査に関する調査結果を示したものです。高齢者虐待防止法が施行され、平成18年以降、相談通報件数は増加傾向にあり、虐待判断件数については、微増の傾向にあります。また、高齢者虐待として認定された者の内訳につきましては、養護者による高齢者虐待と、養介護施設従事者による高齢者虐待のいずれの場合についても、全体のうち各項目が占める割合に同様の傾向が見られ、身体的虐待が全体の半数以上、次いで、心理的虐待が全体の3割程度を占めることが分かります。なお、虐待が認定される場面においては、複数の虐待が複合的に確認されるケースがあり、虐待の判断には、多角的視点から事実の確認を行う必要性があります。こうした虐待の発生要因は、養護者、養介護施設従事者の介護疲れ、高齢者本人と養護者、養介護従事者の人間関係、高齢者本人の認知症による言動の混乱、経済的困窮、経済的利害関係など、幅広く外的・内的要素が相互に作用し、複雑化しております。

4 ページをお願いいたします。高齢者虐待の分類では、虐待の分類ごとに、特徴及び具体例を示しております。こうした虐待が発生する現場、とりわけ養護者からの高齢者虐待が報告される際には、養護者本人には、こうした虐待を行っているという自覚がない場合もあります。そのため、虐待を判断する現場においては、被害者及び加害者の自覚や悪意とは関係なく客観的な判断が必要となります。

5 ページをお願いいたします。高齢者虐待の防止等に対する各自治体の責務等についてです。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉業務上または職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されております。それぞれの責務については表記のとおりとなっております。

6 ページをお願いいたします。飯塚市における養護者による虐待への対応についてです。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。飯塚市においても、令和5年度より高齢者虐待防止マニュアルを策定し、行政を責任主体として、地域包括支援センターをはじめとする様々な関係機関と連携し、対応しています。飯塚市における養護者による高齢者虐待への対応フローについては、図表に示したとおりとなっております。また、高齢者虐待防止法においては、虐待を行った養護者への支援についても行うことが法に定められており、支援の方針の決定においては、被害を受けた高齢者への支援のみならず、養護者に対して、認知症への理解の啓発、適切な介護サービスの紹介等といった支援の検討が必要となっております。

7 ページから9 ページにつきましては、飯塚市における養護者による虐待の予防に係る取組をまとめたものでございます。7 ページをお願いいたします。飯塚市における養護者による虐待の予防に関する取組では、まず初めに、高齢者に関する相談窓口として、地域包括支援センターによる総合相談業務を記載しております。本市においては、地域包括支援センターを市内全域に11か所設置し、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関につなぐことで、介護負担の軽減を図っています。相談内容で多いのが、介護保険サービスについて、総合相談、福祉サービスについてとなっております。各包括支援センターに寄せられる各種相談件数は増加傾向にあります。

次に相談、通報等による対応について、虐待の疑いも含めますが、通報件数及び虐待の認定件数を記載しておりますが、こちらについては、市の高齢介護課への通報の件数となっており、増加の傾向が見られます。こうした各件数の増加については、一面的には、虐待行為自体の増加が原因であるともとれますが、高齢者虐待の性質上、虐待行為の発見には、市民や福祉事業者等の通報が入り口となることから、地域における虐待予防に関する意識の向上や包括支援センターが地域における相談機関として、より広く認識され始めているのではないかと考えられております。

次に、虐待予防に関する周知や啓発についてです。市報には、地域包括支援センターだよりを年4回掲載しており、そのうち1回を高齢者虐待に関する情報の掲載及び相談窓口の紹介を行っております。

8 ページをお願いいたします。虐待が発生する原因の一つとして、養護者の認知症への理解不足が挙げられます。本市においては、そうした認知症への理解不足を解消し、理解を促進する観点から、「認知症ケアパスあんしんパスいいづか」を作成し、公共施設や医療機関等へ配付しております。このケアパスについては、資料として提出させていただいております。また、そのほかに認知症への理解促進対応としまして、認知症サポーターの養成講座を行っております。

す。

次に、高齢者及び介護者への在宅生活支援体制について、本市では、飯塚医師会への委託事業として、多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行うことで、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図っています。こちらについては、年間4回の開催を行っております。

9ページをお願いいたします。その他、本市は地域における見守り体制の充実に関する支援として、民生委員や福祉委員をはじめ、老人クラブ、ボランティア等と連携して、平時より、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動を推進しています。民間事業者との見守り活動に関する協定を継続し、各事業者の業務活動を通じた見守り活動を推進してもおります。また、地域事業者を募り、さらなる体制の強化に努めております。

次に、家族介護支援として、検討段階ではありますが、従来の介護手当給付等を充実させ、家族介護者の負担軽減と養介護者の在宅生活継続を行えるよう支援すること。地域に出向いた相談会の実施。ヤングケアラーを支援している関係部局との連携を調整しております。また、重層的支援体制整備事業の推進として、地域包括支援センターの総合相談を通じて、必要に応じ、重層的支援につなげ、伴走的な支援を行うことで、複合的な家族介護者に関する問題を解決し、また、地域の見守り活動と連携して、支援が必要な高齢者及び家族介護者の把握を行うことを検討、調整しております。

10ページをお願いいたします。10ページからは、養介護施設従事者等による虐待への対応となります。養介護施設従事者等とは、老人福祉法や介護保険法に規定されている施設や事業所で業務に従事する者となっております。この場合、直接介護サービスを提供しない事務職等や介護職以外で、直接高齢者に関わる等、ほかの職種も含めます。11ページをお願いいたします。養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談等があった場合の対応のフローチャートになります。養介護者からの虐待の対応とおよそ同じですが、この場合、調査の対象は施設や事業所となります。

12ページをお願いいたします。相談・苦情の受付業務についてでございます。この件数は、本市高齢介護課にありました事業所に対しての苦情の受付件数と、そのうち虐待の疑いがあるとした件数でございます。また相談業務として、本市では、平成12年に介護保険制度が開始されて当初から介護サービス相談員の訪問事業を実施しております。活動内容としましては、介護サービス相談員を2名1組として、一月に最大9事業所へ派遣し、利用者との面談により、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び市との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

13ページをお願いいたします。事業所に対する指導業務についてでございます。介護サービス事業所に、集団指導や運営指導を通じて、制度改正の周知や事業所の運営等に確認を行い、利用者へのサービスの質の確保と、利用者の保護及び保険給付の適正化を図っています。なお、令和6年4月より高齢者虐待防止の推進のため、虐待の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知し、必要な指針を整備し、検証についても定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するために担当者を置くことが義務化されるため、指針が未整備の事業所においては、早急に整備するよう指導しております。また、本市では、条例において市指定の事業者に対し、人権虐待に関する研修を実施する等、措置を講じなければならないといたしております。

14ページをお願いいたします。14ページについては、今後の事業者の研修予定の部分を掲載させております。令和5年度については、虐待防止権利擁護研修会を令和5年12月26日に市内の介護サービス事業所に行う予定です。その他、毎年実施しております集団指導において、高齢者虐待防止、身体拘束について、福岡県作成の資料等を用いて指導周知を実施しております。以上で、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

説明ありがとうございます。5ページなんですけど、第4条、これは国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策にというふうになっていますが、これは本市における施策というのは、具体的にどのようなものがあるんでしょうか。

○高齢介護課長

国民の責務の部分ですね。この部分につきましては、当然国民、例えば飯塚市民の方であれば、そういった高齢者に対する例えば虐待とか、そういった疑い等がある場合については、通報していただくようお願いしている部分なんですけど、実際市民の方に対しての施策についてはありません。

○兼本委員

今、施策はないんですという答弁でしたが、飯塚市における養護者や、養介護施設従事者の虐待の数というのが、例えば通報件数が令和3年17件で、令和4年26件と。虐待認定件数が令和3年が6件で、令和4年が9件あるということですよ。別のページでたしか令和4年度は養介護施設従事者の虐待が5件でしたか。5件ですよ、5件あるという形なんですけど、通報件数も増えていきますよね。虐待の認定件数も増えていると。これは、例えば介護施設の従事者における虐待の数も増えているんでしょう。というのは、今現状どのように捉えられてあるんでしょうか。高齢者の虐待に関して、本市としてはですね。その辺をお伺いしていますか。

○高齢介護課長

まず、7ページの虐待通報の件数、令和3年は17件、この件数につきましては、実際居宅とか養護者からの部分の虐待の分になります。それと12ページの部分につきましては、例えば虐待の疑いがある3件のうち（1件）、令和4年度の5件のうち（0件）。これについては、事業所の部分の虐待の通報件数になっております。実際やはり養護者のほうにつきましては、やはり経済的な困窮とかそういった家族間の問題とか、いろんな要素がやはり最近含まれているのではないかなど。当然うちのほうもそういった生活環境とか、経済的な面とかいろんな聞き取りとかをやった上で、原因を把握しておりますので、最近ではそういった形で8050問題ではないですけど、そういったところも含まれてくるのではないかなど。また事業所におきましては、実際件数的には下がっておるんですけど、やはり介護人材不足の関係とかで、やはり中で働いている方の負担もありますので、その辺の軽減等にも取り組んでいく必要があるのではないかと認識しております。

○兼本委員

これ虐待は、まず高齢者の虐待に関しては、この相談通報届出というのは、飯塚市にすることによっていいんですか。飯塚市の高齢介護課でしたか、に連絡をするんですか。どこに連絡するということにすればいいんですか。

○高齢介護課長

虐待の相談とかが、例えば市の高齢介護課に相談の電話がかかってくる場合もあります。それから先ほど言いました地域の包括支援センターを11か所設置しているんですけど、そちらのほうに相談されるケースもあります。その包括支援センターのほうで内容を聞き取りまして、当然市のほうと一緒に連携する必要があるれば、当然市のほうにまた包括のほうから連絡があるような形になっております。

○兼本委員

そうすると、その市のほうが初動期段階であったり、対応段階であるといったものが市のほうの高齢介護課の中で対応されているということによってよろしいんでしょうか。

○高齢介護課長

市のほうに通報、こういった報告を受けましたら、市のほうで各自それぞれの情報収集とい
いますか、入念に行った上で、その後の対応について検討しております。

○兼本委員

その結果、養護者からの虐待というのはさっき言った経済面が非常に多いと。そういったと
ころから虐待につながっているというような、先ほどの答弁ということでもいいんですかね。

○高齢介護課長

例として、先ほど挙げました当然経済面のこともありますし、もともとの親子関係の部分と
か、それから例えば介護疲れの分とか、そういった部分も含まれております。

○兼本委員

そのようなことが要因というのがある程度分かってきているわけですよ。それに対応する、
虐待をなくさなくてはいけないわけでしょう、当然ですね。そのためにどのようなことをやっ
ていくかということはお考えなんですか。

○高齢介護課長

その聞き取りの中で、もし虐待を認定した中で、それも要因、要因を分析しまして、例えば
介護認定を持っていらっしゃる方で家での介護疲れだったら、例えば介護サービスをご紹介し
たり、介護サービスを利用することによって、実際養護者の負担を軽減したりとか、あと経済
的面ではいろんな収入状況とか確認した中で、いろんな関係部署との調整も図ったりしており
ます。

○兼本委員

その中で要は虐待の予防に関することは、本市としては行っていますよという答弁でよろし
いんですかね、今のは。その中で今回、令和3年、令和4年で件数等が増えてきているというこ
とですよ。それも一つありますし、やはり物価は上がって、収入は変わらずというような経
済的な部分というの、今後、多くなってくるのではないかと思いますし、たまたま通報があ
ったから、そこにはアドバイスができています。でも通報がなくて、分からないところもたく
さんあるのではないかと思います。これはだから今の課長の答弁ですと、虐待の通報があ
ったところには、相談ができていうことですが、そういったいろんな相談ができる
ような周知をするような対応というのは、今されていらっしゃるのでしょうか。

○高齢介護課長

今、質問委員が言われますように、当然施設の中での虐待とかだったら従事者とか家族の方
がおりますので、ある程度の通報とかあるんですけど、やはり居宅、自分の家での場合につい
ては、やはり地域の方とかが、一つはそういった形で報告がない限りは、なかなか本人の方も
虐待を、虐待と言いますか、それらしきものを受けたときに、なかなか見てもらわなくてはいけ
ないところがありますので、外に言えないという部分もあります。それとか養介護者の関係で、
そういった負担のところの部分もありますので、当然相談窓口の部分で市役所だけではありま
せんよということで、包括支援センターとか、いろいろ地域の自治会とかですね、いろんな協
議会もありますので、そういったところと連携しながらですね、今後はやっぱり見守り活動の
部分をですね、強化していきたいかと思っております。

○兼本委員

今、見守り活動とありました。これは前々からちょっと言っている問題ですが、地域でいう
なら民生委員さん。それと、ここの委員会ではちょっと外れるかもしれませんが、自治会
加入、要は民生委員さんは自治会に加入していないところも行かれるんです、訪問されるん
です。でもピンポン押しても出て来られない。行っても状況が分からない。自治会に入っている
方のところというのは、顔も御存じだし、誰々ですと言ったら話ができる。何度も何度も自治
会に入っていない方のところに行っても、玄関も開けてくれない、うんともすんとも言ってく

れないと、こういう現状だと思います。すごくそれで民生委員さんも、苦勞されていらっしやいます。これ一つが自治会という、任意なのかもしれませんが、今のこの体制をとっていく上では自治会は非常に大切じゃないのかなと思っているんですけども、その辺りからやっぱりその虐待の予防というところに入っていかなくはいけないんじゃないかなと思っているんですが、ただ、自治会、任意なんですよ。非常にここが助け船なのかもしれないけれども、今現状は理想でしかないというところがある。なおかつ飯塚市は自治会加入率が本当に下がって、県が七十何%でしたっけ、たしか平均が、自治会加入率の。飯塚市は52%か3%でしょう。この体制はそのまんま、例えばですよ、これは何度か質問させていただいていますけども、恐らく、解決できてないんじゃないかと思っているんですよ。ただでもすごく必要なことでしょう。この方向性を変えて、何かそれに近づくようなやり方をとるとか、何かしらやっぱり対応していかなくちゃいけないところだと思うんですけども、やっぱりまだ民生委員さんをお願いするという、福祉委員さん、民生委員さんをお願いするというところがやっぱり、あれですかね、メインになってくるんですかね、地域の見守りというのは。そのようにお考えなんですかね。

○高齢介護課長

今言われますように当然虐待の対応については、問題が深刻化する前に、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要と考えております。当然、今言われた民生委員の方や自治会等の地域組織の連携を強化した部分にはあるんですけど、やはり今、自治会加入率が低い部分もありますので、当然、自治会とか民生委員の方とも協力しながら、あとは先ほど言いました民間の事業者、例えば新聞配達をされてある方とか、保険の勧誘の方とか、そういったところの事業所ともですね、協定を結びまして、日頃変わったことがあれば、市のほうにご連絡いただきたいということで、三十幾つかの事業所とも締結しておりますので、その辺の拡充も図っていききたいかと思っております。

○兼本委員

いろんな業者の、民間の方との協力ということですかね。分かりました。一番受けてくれるのは宅配業者とかですかね。郵便局とか。そういう形で、今後、とりあえずそういう協力もしてやっていくということですかね。分かりました。

そうすると、僕らが例えば、私たちが、虐待があるんじゃないかと思ったときに、通報するときに、今ちょっと、ふと思ったんですけど、児童虐待の場合は番号があるじゃないですか。ここに連絡してくださいという。高齢者の虐待とかも何かそういう、飯塚市ですぐここに連絡すればいいんだよというようなのがつくれたらいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○高齢介護課長

実際、そういったところまでは検討したことはないんですけど、やはり逆に今度相談窓口、先ほど言いました飯塚市役所だけじゃないんですよというところで、地域の包括支援センター、こういったところもありますという周知をですね、徹底していききたいと思います。

○兼本委員

どこに電話したらいいのと、多分言われると思いますよ。そこをもうちょっと、やっぱり虐待とかというのは時間がたてばたつほど、問題がひどくなっていくわけですから、なるべく早めに情報が役所に伝わるような方法というのを考えていただきたいと思います。

それともう一つが、この高齢者の虐待に関する、先ほど施策はまだ何もないんですというお話でしたけども、この条例をつくるとか、そういうことはお考えなんですかね。

○高齢介護課長

今のところ、うちで条例をつくる、それに対応していくということは、ちょっと今、検討いたしていません。

○兼本委員

だから、結局、何か——、何でしょう、通報されれば飯塚市が見ますというのは分かりました。で、虐待の原因は、養護者の経済的であったり家族的な問題であったり、ですよ。あともう一つは地域との連携という問題もあると思うんですよ。その辺の施策というのは当然つくっていかないといけないとこだと思います。であるならば、ある程度しっかりとしたものがあるってやっていくべきじゃないかと思うんですけども、今後、今後といってもあれかもしれませんが、早めに何かしらの検討というのをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○高齢介護課長

質問委員が言われますように、当然一つは虐待の通報があったからの対応ではなくて、その前ですね、まずは、一つは啓発において実際世話をされている方が、実際そのしてらっしゃる行為が、まずは虐待であるというのを認識してもらう必要がまず一つあるかと思います。それとあと、当然いろんな面で、経済的な、さっき言った経済的な面とか、サービスの面とか、いろんな何か支援できる部分があれば、一応よく考えて、その支援策も検討していきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、説明です、高齢者虐待防止法をベースに補足説明していただきました。私は、当然、大事なことなんですけど、同時に老人福祉法はですね、高齢者について、多年にわたり社会の進展に寄与した者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されるということになっているわけですね。これがベースで、虐待というのはもってのほかということだと思われます。それで、虐待を防止する、抑止する、そういうことになった方々を保護する、あるいは虐待をしている人を支援するというようなこともあるんですけど、やっぱり総合的な高齢者対策と結びついて初めて虐待の防止、抑止ということも、あるいはその後の手だてもできるんじゃないかなという問題意識です。そこで全国では65歳以上の高齢者は3600万人、本市では何人ぐらいとなっていますか。

○高齢介護課長

本市では、本年10月1日現在ですけど、65歳以上の方が4万253名、75歳になりますと2万1218名となっております。

○川上委員

そのうち居宅、自宅でお住まいの方々は何人、そして、住民票がどこにあるかということがあるかもしれませんが、施設で暮らしている人が何人というのがわかりますか。

○高齢介護課長

今現在です、単身世帯とか夫婦世帯というのがちょっと分からないんですけど、国勢調査の結果の数値になりますけど、これが令和2年の数値になりますけど、その分でお答えさせていただきます。令和2年の国勢調査の数値によりますと、高齢者がいる世帯が、飯塚市では2万5513世帯で、高齢者の単身世帯が9129世帯、高齢者の夫婦世帯が6909世帯、また高齢者との同居世帯が9475世帯という形になっております。ちょっと施設の分については把握できておりません。

○川上委員

施設でお暮らしの方々の人数は分かるはずなので、また別の機会にお聞きしたいと思いますけれども、ひとり暮らしの高齢者は全国では600万人、本市では9129人という数字ですかね。それで、実は民間団体の推計などによると、孤独死される方が大体全国では2万人ということなんですけど、本市では、孤独死の状況は把握できていますか。

○高齢介護課長

孤独死についてはいろんなケースがあるので、本市では把握できておりません。

○川上委員

そこで、虐待の把握の問題については、説明がうるあつたんですけれども、施設における虐待というのは、制度上、掌握しやすいけれども、施設以外の虐待については把握しにくいということがありますか。

○高齢介護課長

施設内での虐待とか、そういった疑いのある分については、例えば施設の同じ職員の方が、匿名で市に通報されたり、例えば来所された家族の方が、例えば通報する場合とかも結構あります。ただ問題は先ほど言いましたように、自分のご自宅で介護している場合についてですね、そういったときの虐待については、なかなか外のほうに情報発信できないといえますか、まずご本人さんも外に相談できない。それとあと、当然、先ほど言いました訪問する方もいないなど、なかなか発見が難しい状況にあることは間違いないと思います。ですから、なかなか本人さんも、虐待とかそういったあれを受けているんだけど、やはりそれをすることによって、引き離されたときに、どうしても自分は見てもらわなくちゃいけないとか、そういった気持ちがあるのかなというところでですね、なかなか外への発信が難しい状況にあるのではないかとこのように考えております。

○川上委員

先に施設のことなんですけど、市町村が責任を負うようになったのはいつからですか。

○高齢介護課長

すみません、正確に何年度からというのは把握できておりません。申し訳ありません。

○川上委員

市町村が十分な体制をとらない、あるいはとれないまま、責任と権限だけが都道府県から下りてくるということで、飯塚市も一生懸命なんだけど、間に合わないというか、ところが出てきてないかなという、そういう心配があるわけですね。それについての悩みはどうですか。人員を確保しようとしているけども、なかなか取れないんだとか、あるいは十分ですとか。

○高齢介護課長

当然、居宅とかの場合は高齢者支援係とか、事業所の関係では事業所係が対応しております。当然、虐待の通報があれば、早期に対応しなくてははいけませんので、通常業務については後回しで、後回しと言えぱおかしいんですけど、当然虐待のそちらのほうを先に優先しますので、当然その分で時間外とか、そういった勤務が発生することはありますけど、特段、今その件数が多いからといって、その分、後手に回っているということは、現在のところありません。

○川上委員

施設における虐待の問題については、地域包括支援センターは、どういう役割を果たすことになりますか。

○高齢介護課長

施設での虐待につきましては、基本、市だけで行って、地域包括センターはあまり関わりがありません。

○川上委員

それで、それは何とかな、施設との関係で言えば、すみ分けというか、地域なんで、その応援を受けることは難しいということですよ。だから、そういう意味では、なおのこと、施設との関係でいえば、飯塚市の体制を強化する必要があるのではないかと、先ほど兼本委員が言われていましたけど、連絡ルートとかもね、いうことでしたけど。それで、実は2014年11月のことですから、10年くらい前になりますけれども、東京都北区で医療法人が運営する事業者が、介護サービスを提供するマンションで、養介護高齢者や障がい者を日

常にベッドに縛りつける身体拘束を行っていたと。それから、それによって、東京都北区役所が虐待と認定したんですね。ところが、主治医が指示をしていましたというようなことがなかったのかと。したがって、組織的で長期的なものだった疑いが濃いというようなことで、指摘があったりしたんですけど、こうしたことが、飯塚市が責任を負うべき施設で起こらないようになっているのかね、この辺についてはどうでしょうか。

○高齢介護課長

先ほども申しましたが、当然、事業所とか施設につきましては、集団指導とか、定期的に、集団指導、定期的に指導には回っております。その中で先ほど言いましたように、実際、身体拘束一つについても当然していいルールが、ルールというか、きちっとした決まり事がありますので、それに従って行っているかという書類とか、そういうことのチェックも行うようにしております。やはり今言われたように、実際そういった身体拘束についてもご家族の方から市に連絡があることもありますので、そういったところはきちっと調査にお伺いしてですね、やはりしています。やはり事業所に対しても、虐待、これは虐待じゃないというところの、きちっとしたすみ分けといたしますか、それを理解していただくような研修もしていただくように指導、周知を行っております。

○川上委員

この東京都北区の教訓はですね、主治医の指示ということが、先行されなかったか、先行というか——。だから皆さんがそうせざるを得ないような状況であるかについてチェックするというけども、それは主治医の判断がついてくるわけでしょう。どうですか。

○高齢介護課長

当然さっき言いました身体拘束につきましては、事業者の緊急性とか、ほかに代替措置がないのかとか、経過観察を行う中で守っていくことが必要かと思えます。また、施設内の身体拘束の委員会等の組織においてもですね、協議した中で、利用者本人や家族に対して、当然内容とか目的、理由とかですね、そういった使う時間帯とか、そういったものをできる限り十分な理解を得るよう努めた中で、緊急、やむを得ない場合に該当するかどうか、常時、観察とか検討をして、該当しなくなった場合は直ちに止めなきゃいけないんですけど、そういったいろんな要素を踏まえて検討した結果、する、しないを判断するような形になっております。

○川上委員

ポイントはそういう指示がなかったか、あったか、それによって、あった場合でも、あった場合でもというよりは、あった場合ですね、組織的、長期的になる可能性、危険性があるわけですね。だから——、そういうことです。

それで、本市が責任を持っておくべき施設はどれぐらいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 58

再開 16 : 09

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

はい、失礼しました。特養等介護施設につきましては、市内に29施設ありまして、定員が1518名となっております。また、地域密着型の入所系につきましては、24施設ありまして定員が352名となっております。

○川上委員

そういう意味では必ず起こるということではないけども、防止という視点で言えば、これだけの施設、53施設について責任を負わないといけないということなんだけど、何人で仕事をしているんですか。

○高齢介護課長

事業所係につきましては6名で対応しております。

○川上委員

案件があったときには、通常業務を夜することにして、最優先でやっているということなんですけど、防止という視点で入っていくという点で言えば、もっと積極的な仕事が必要になると思うので、私は飯塚市役所6人体制でよいのかと。しかるべく体制充実、会計年度任用職員だよりではなくて、やっぱり正規職員で対応していく努力をする必要があるのではないかということをおっしゃるわけですか。

それから、居宅のほうが見えにくいということだったんですけど、私、考えてみると、国の制度改悪によって、従前、要介護1、2でも特別養護老人ホームに入れていたわけですね。その内容としては社会的な入所というのもあったわけですね。そういうことがあったのに、国の制度改悪の下で、かなり厳密に、要介護1、2の方たちが入れなくなったのではないかと思うんですけど、問題意識を先に言いますと、その場合、希望するのになかなか入れないということになってくると、養護者が、これが虐待だと思わないでという状況がありますよという話もありましたけど、そうしたようなことに、容易になっていかないのかなという心配があるわけですか。それで、皆さん方、飯塚市のほうで要介護1、2なんだけど、希望している人たちの状況というのは把握されておるのか、ちょっとお尋ねします。

○高齢介護課長

恐らく各老人ホームの待機者については、要介護3以上というのがありますので、その分、多分3以上の分で把握はされているんですけど、1、2の方で、そういった施設に入りたいという方の待機者は把握していないと思います。

○川上委員

それを把握する方法はないんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:14

再開 16:14

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

先ほど老人ホームとかは要介護3以上の方しか入れないということで、ただ要介護1、2の方でも特例入所の要件に該当すれば入れるんですけど、ただ、通常そういった施設が、1、2の方で待っている方がどのくらいいるという把握は、やはり難しいかと思えます。

○川上委員

皆さんの責任範囲からすれば、そうした方々は少数かもしれませんが、要介護1、2の方で希望するということはですね、社会性が強い場合が多いですよ。ですから、ここを何とか工夫していったらどうかと思うんですよ。高齢者虐待防止という点で言えば、その間にある方たちの状況を把握し、適切に見守り、保護するという用意が要るのではないかというふうに思えます。

それから、色々言っていますけど、先ほど私、包括的と表現しましたが、経済的な面、それから医療、介護、それから住まい、それから就業、それから安心安全ネットワークというのがあると思いますが、それは移動図書館のことをさっき言いましたが、その点で言うとね、飯塚市がそういう包括的に高齢者を大事にする。高齢者虐待は許せませんというようなメッセージを発信し続けなければならないときに、敬老祝い金制度をやめて、祝い品というんですか、にしましたね。77歳の方から苦情が来たでしょう。88もあったかもしれないけど、8千円の現金だったのが、今年度は、当初予算で品物にしますと。カタログを見ましたけど、

薄いカタログを送りましたけど、中に牛肉とかありましたね。それで、結局8千円の現金ではなくて6千円分の品物ということになっているわけですよ。ちょっとおかしいんじゃないのかというメッセージですよ、私が言いたいのは。こうしたことは、必ずしも高齢者、敬老のね、市民全体に敬愛し、という老人福祉法がいうメッセージと合致するのかなというメッセージ性の問題はちょっと心配しています。生活応援クーポン券についても、高齢の低所得の方たちのところで、比較的虐待の危険が積み重なっているのではないかと思うんですけど、そうした方々に3万円の現金ではなくて、クーポン券ですよというのは、いかがだったのかというのは、やっぱり振り返る必要があると思います。武井市長が今度、生活応援クーポン券再発行とか言っていますけど、できたら現金でというのを武井さんに言う予定だったけど。

それで今日の最後にしますけど、説明資料の9ページに重層的支援体制整備事業の推進というところがありますけど、もう少し分かりやすく、細かに説明していただければありがたいですが。

○福祉部長

重層的支援体制整備事業についてですけれども、先ほどよりいろいろなお話がっておりますが、特に孤立の問題が、今後、一番重要な課題になってくるのではないかと思います。やはり地域社会との関わりを持つことで、虐待も発見につながるとは思いますし、その方が必要とする支援、虐待のみならず、ほかの支援もしていくことができると思います。そのためには、積極的な支援対象者の情報収集と支援ができるような仕組みをつくるのが大事だと考えておりますので、その準備を現在進めているところでございます。

○川上委員

その点で言えば、飯塚市と地域包括支援センターの役割が、まず第1に求められると思うんですけど、介護保険とか民間で対応できない方を直接救済するような体制も要るんじゃないかと思うんですね。

それで、そのためには繰り返しになりますけれども、市のその部門の職員の体制強化と地域包括支援センターの体制強化のために必要な援助をね、いろいろ工夫する必要があるんじゃないかと思うんですね。それから、NPOとかボランティア団体、自治会、それから社会福祉協議会、こうしたところとの連携がベースとなって配食サービス見守りも、既に長年やってきていることだけでも、緊急通報システムとか、そういうのをさらに充実していくし、それからコロナのときに滞りがちだったいきいきサロンとか、カラオケとか、伊川の郷でやっていたんですよ、やっているんですよ。それから、もう一つはね、買物弱者、今、市として移動買物ワゴンを回したりしているでしょう。ものすごく大事なことだと思うんですね。物が買えればいいというだけじゃない内容があると思うんですけど。こうしたことをですね、充実させていく連携ネットワークが要ると思うんですけど、そうしたことをこの中ではどういうふうに位置づけているのかなというふうに思うので、ちょっとそこのところはどうでしょうか。

○福祉部長

連携に関しても、今、重層的支援体制整備事業の準備事業を行っております。そちらについては、社会福祉協議会と連携して行っておりますので、そういった地域全体での連携についても、どのような形が飯塚市に合っているのか、検討を進めている状況でございます。

○川上委員

今、高齢者に関わる横のというか、連携プレーのことを言いましたけど、高齢のお母さんがおられて、それから母子家庭のお母さんがおられる。病気がち、心の病気がちで子どもさんがおられる。子どもさんも発達で課題のある子どもさんたちというようなご家庭は、皆さんも承知で、悩んだりしていることも多いと思うんですけど、そういう場合は、今度は福祉部全体、あるいは教育委員会も含めたような形で、複合的な課題に挑戦していかないといけないでしょう。そういうご家庭とかいう把握は特別な努力が要ると思うけど、それはどういう感じになっ

ていますか。

○福祉部長

一番そこが難しいところでございますので、今後の課題とはなりますけれども、福祉部、教育部のみならず、ほかの部も交えたところで協議を進めて、発見といいますか、そういった状況を把握してまいりたいと思っております。

○川上委員

同じ答弁になるかもしれませんが、ここに書いてある、地域の見守り活動と連携して支援が必要な高齢者及び家族介護者の把握を行いますということになってますでしょうか。これも今から考えますということでしょうか。

○福祉部長

現在、実施しているところを生かしながら、新たな方法を検討している状況でございます。

○川上委員

これについては、市民からこういう事業を推進していきたいんだけど、ご意見を聞かせてくださいというような工夫は、今後どんなでしょう。

○福祉部長

現在のところ、その検討には至っておりません。

○川上委員

支援が必要な高齢者、家族介護の把握を行いますと言うけど、先ほど言いましたけど、自分たちが6人で対応しなきゃならないんだったら、この範囲になりますよね。市民の協力も得ようと思っても、6人だったらこれ以上入らないじゃないですか、盛りこぼれていくよね。盛りこぼれていった人たちは虐待の危険が、リスクが大きくなるということでしょう。ですから、ネットワークでというのがありますけど、やっぱり福祉系の、この分野の職員の体制充実をね、最後、重ねてお願いして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和4年度分）について」、報告を求めます。

○教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果報告書（令和4年度分）について、補足説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度に実施した事業の管理及び執行状況について、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するため、報告するものでございます。

提出資料の「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により、ご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1ページには、点検評価を行う目的、教育委員会の組織などについて記載しております。

次に、2ページには、教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況等と、3ページにかけまして研修会や学校訪問などの参加状況を記載しております。

4ページをお願いいたします。「IV（4）令和4年度事業評価」の「1 点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた「主要施策」を達成するために取り組んだ主な事業を

点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、外部評価者である教育大学教授1名と、元学校長1名の2名の方から、「A：達成している」、「B：概ね達成している」、「C：課題がある」、「D：事業見直しが必要」の4ランクで評価をいただいております。

次に、「2 全体評価結果」としまして、「学校教育分野5事業」、「社会教育分野5事業」の計10事業を点検評価の対象とし、その集計結果を記載しております。

結果につきましては、Aの「達成」が3事業、Bの「概ね達成」が6事業、Cの「課題がある」が1事業、Dの「事業見直しが必要」と評価された事業についてはございませんでした。

次の5ページから6ページにかけては、2名の外部評価者による講評を頂いております。まず、事業の点検・評価につきましては、それぞれの所管課が事業の達成度等について、自己評価を行っています。その自己評価の客観性を確保するため外部評価者から評価をいただくもので、今回点検・評価した各事業について、全体的に、適切に事業が実施されているものと評価をいただいております。しかし、各事業に対する様々な課題等について、専門的なご意見をいただいております。

次に、8ページから12ページまでに、その取組施策別評価結果を記載しております。その中で、主な3事業についてご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。学校教育分野からNo. 1「ICTを活用した不登校支援」について、ICTを活用した取組が進んでいることは、評価できる。ICTの活用により不登校児童生徒にどのような変化が見られたか等、各学校から情報を集約し、さらなるICTの整備や支援体制づくりを進めてほしいとの意見をいただいております。

次に10ページをお願いいたします。No. 4「学級編制の標準の引下げによる普通教室整備の推進」については、小学校の学級編成の標準が40人から35人に段階的に引き下げられていることに伴い、普通教室の改修整備を行っている事業です。現状では、各学校の児童数の予測が難しく、特別教室を普通教室に変更するなどの緊急的対応をされているが、今後は、特別教室の在り方についても考え、対応を検討していただきたいとの意見をいただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。社会教育の分野から、No. 6「中央公民館市民講座、各種講座教室等の開催」について、国でも進められているSTEAM教育の講座が実施されており評価できる。目標値を開催回数や受講者数としているが、講座内容も大切であるため、内容の評価や分析がしやすいような目標値の設定を再度検討していただきたいとの評価をいただいております。

その他の事業につきましても、評価、ご意見をいただいております。各担当部署におきまして、今後の事業実施に生かしてまいります。

そして次に13ページには、評価対象の学校教育5事業、社会教育5事業の評価結果等をまとめた事務事業に係る点検評価一覧表を記載しております。

次の14ページからは、各所管課において作成しました「点検及び評価シート」10事業分を添付しております。

この「点検及び評価シート」につきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取組状況やその成果、今後の方向性などを各所管課において自己点検・評価を行い、この内容に基づき、外部評価者に先ほどの評価をいただいたものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後に30ページをお願いいたします。

30ページからは、参考資料としまして、令和4年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

この報告書にあります点検・評価の結果につきましては、今後、事業内容の工夫や改善等に反映させ、目標値の見直しを含め再検討し、さらなる事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

10ページの学校施設の環境整備、No. 4なんですけれども、その囲みの中の4段落か、「現状では」というところがありますね。4はCになっていますけど、現状では児童数の予測が難しく、特別教室を普通教室にする対応は、緊急的な対策としてはやむを得ないと思われる。しかし、この状況が今後何年も続くようであれば、プレハブ教室の設置等の対応も考えてほしいというのは、まずどういう意味なのでしょう。

○教育総務課長

学級編成につきましては、法改正によりまして、令和3年度から段階的な経過措置としまして、小学校の少人数学級整備において、35人編制事業を行っております。今年度、令和5年度が小学4年生を対象としまして、残る5年生、6年生までを、令和7年度までに小学校は35人学級として整備をいたしております。その計画の中で、既存校舎では、近年、いわゆる一つの要因としましてもありますが、特別支援学級の増加など、余裕教室のない学校が発生しております。このような中で、手続を進める中で、新年度を迎えるに当たって、その教室の確定する時期と申しますか、そういったものも1月から2月頃に就学支援の関係で決定すると。新年度から4月に向けまして、その整備は必須となりますけれども、後手の整備と申しますか、確定した後にですね、そのことが明確になりまして整備を行うことから、この評価ヒアリングの中では緊急的な対策としてやむを得ないという形です。評価をいただき、また、その余裕がなければ、プレハブ等の校舎の設置等を検討してはどうかということをご指摘を受けたところでございます。

○川上委員

具体的な学校の指摘があるのでしょうか。

○教育総務課長

現状においては、児童数の推移、今後の見通しを年代別にスライドさせながらですね、対象校と基準を照らし合わせております。その中でも、おおよそちょっと余裕がないというところの学校は6校ほどこちらのほうで、調査の中では検討しているところですが、この中では具体的な学校等、ご説明をしながらの内容では評価をいただいております。

○川上委員

報告の中では、文章にももちろん学校名は書いていませんけど、思い当たる学校は6校ぐらいあるということなのでしょう。

それで、プレハブ教室の設置等というのはどういうことでしょうか。どういう——、プレハブ教室とはどんなイメージかなという——。

○教育総務課長

飯塚市内で設置した例をイメージとして申し上げますと、プレハブと言ってもですね、穎田支所が移転しまして、あのような軽量鉄骨の構造と申しますか、ああいった形です。いわゆる工事現場で、仮にちょっと建てるような、そういったプレハブではございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立筑穂中学校敷地内における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市立筑穂中学校敷地内における車両損傷事故について」、ご報告いたします。資料を

提出しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本件事故は、令和5年9月15日金曜日、午後2時30分頃、飯塚市立筑穂中学校敷地内の駐車場で発生しました。筑穂中学校用務員が同駐車場と体育館の間にある緑地帯の草刈り作業中、刈り払い機によって飛ばされた小石が、駐車中の被害車両のリアガラスに当たり、全面破損させたものでございます。なお、この事故による人身傷害はありませんでした。

この事故の原因は、草刈り作業における安全管理等への対応が十分でなかったこと。また、作業実施における管理監督などの体制不備もあったものと考えております。

今後の対策としましては、刈り払い機を使用する際は、移動できる車両等については事前に移動させ、今回の事故となる可能性を排除し、また、移動できない施設等については、飛び石対策のため、シート等で事前に保護することといたしました。

今回このような事故を起こしてしまったことに対し、深くおわび申し上げますとともに、他の職員等に対しましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導をさらに徹底し、再発防止に努めさせていただきます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ここ、地図を見ると、配置図を見ると、体育館武道場なので、子どもが大体日常的にいるところではないかと思うんですよね。これ、時間帯は何時頃、何曜日ですか。

○教育総務課長

事故発生の日時は9月15日の金曜日で、午後2時30分頃であります。

○川上委員

ごめんなさい。目の前にあっても分からなかった。で、子どもの安全という点で言えば、どうなんですか。この時間帯にそもそも作業するようなことなんですか。

○教育総務課長

この9月15日は平日日でございますので、通常、学校の時間につきましては、5時間目の授業があっていて、下校時間にはまだまだ時間のある時間なので、児童が体育活動とかになれば、その場所におった可能性もございます。中学校敷地内では、用務員の業務としまして、主としてこのような管理業務で草刈り作業を日常的にも行っている状況でございますので、生徒等が近隣におるときにはですね、そういったことはやっていないということで指導を徹底しておりますし、現場のほうでもそのような対応をされていると思います。ただ、今回は、駐車場の車両が目前にありながらも、緑地帯の草刈り営繕作業を行ってしまい、小石を飛ばしてしまったことが原因ですので、生徒の安全確保については確保されているものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国登録有形文化財嘉穂劇場の再開のための課題について」、報告を求めます。

○文化課長

「国登録有形文化財 嘉穂劇場の再開のための課題について」、報告します。

提出しております資料の2ページをお願いいたします。昭和6年に開場した嘉穂劇場は、今日までに各施設の改修や周辺の土地の購入などを重ねて、現在の嘉穂劇場の姿になっています。このページの下に、劇場敷地内の各施設の配置を示しています。御承知のとおり、嘉穂劇場は平成18年に劇場棟部分が国登録有形文化財となっています。令和3年9月に飯塚市が劇場の贈与を受けましたが、今後この施設を公共施設として活用していくためには、文化財としての価

値を守りつつ、老朽化した部分の改修などを行い、現代の劇場として利用できるよう整備していく必要があります。昨年度提出されました答申「嘉徳劇場等文化施設の活用の方策に関する事」を基に、各分野のご専門の方々からなる附属機関から、ご意見をいただきながら具体的な施設の改修計画の検討に着手しているところです。

資料の3ページをお願いします。施設の改修を進めていく中で、各施設の確認申請の内容を確認する必要があることから、福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課のご協力を得て、劇場敷地内にある全ての建物について建築基準法に基づく建築確認申請等の状況について確認しました。その結果がこちらの表でございます。この表の見方ですが、整備年欄は前所有者から聞き取ったものや事績から判明したものを記載しています。確認申請等の有無欄の凡例は、この表の下のように示しているとおります。これらの建物については、県建築指導課において地番や所有者の氏名で県が所持するデータを検索していただきましたが、該当がなかった建物、すなわち建築確認申請提出等の確認がとれなかった建物があり、それらにつきましてはハイフン、横棒で示し、「検索不能」としています。よって、これらの建物は手続き未届けであると判断しました。なお、劇場棟と住宅棟1は、建築基準法施行以前に建築された建物であるので、いわゆる「既存不適格建築物」として建築基準法の適用を受けていないものです。

資料の4ページをお願いします。こちらは、3ページで見ていただいた建築基準法との照合結果を建物の図面に落とし込んだものです。赤く色づけた建物は、建築基準法に基づく手続きをとっていなかった違反建築物です。青く色づけた建物は、既存不適格建築物で、先ほどの劇場棟、住宅棟1に加え「事務室棟」があります。この事務室棟については昭和28年に完了検査まで受けていたことが判明しました。建築基準法の違反建築物については、残念ながら撤去せざるを得ません。また、住宅棟1については、このまま住宅として使用するのであれば、そのまま存続させることは可能ですが、例えば楽屋などへ用途を変更して活用することは困難な状況です。また事務室棟については、老朽化が進んでおり舞台道具の搬入などに支障のある位置に存在しております。

5ページをお願いします。以上のことから、附属機関の中では、劇場棟以外の各棟については除却、取り壊しを行う。しかし、各棟を除却してしまうと、劇場としての必要な機能がなくなることから、劇場としての利用を維持するため、劇場棟の改修と楽屋やトイレなど劇場として運営するための施設を新たに確保するとの方向性の案を確認したところです。しかしながら、劇場再開のために増築などを行う上での課題がございます。1点目は、嘉徳劇場は国登録有形文化財でありますので、改修や増築などの内容によっては、現行の建築基準法の規定が適用されることとなります。先ほどご説明したとおり、劇場棟は既存不適格建築物でもありますので、現行の建築基準法に合わせた改修等を行った場合には、現状のまま維持することが困難となってきます。2点目は、嘉徳劇場は都市計画上「準防火地域」に位置する建築物であるため、建物に一定の耐火措置が求められることです。既存不適格建築物に増築を行う場合は、原則として、建築物全体を防火規制等の現行規定に適合させなければならず、特に木造建築物である劇場棟を現状のまま維持することが困難となってきます。なお、劇場棟を既存不適格の状態を増築を行う場合には、50平米未満であれば可能ですが、この50平米未満では、不足する劇場機能を補うことはできません。このため、嘉徳劇場をこれまでの文化財としての価値を守りつつ、改修を行っていく方策として、1点目は、建築基準法の適用の除外を受ける方法を考えていきたいと考えています。

資料の6ページをお願いします。こちらは建築基準法第3条の規定を抜粋したのですが、第3条第1項第3号にて文化的価値のある建築物等についての適用除外の規定が示されています。これに基づき、文化財保護法第182条第2項の条例、本市で言いますと飯塚市文化財保護条例がこれに該当します。あるいは「その他の条例」として新たに条例を制定し、それらの条例に基づき現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物として市の指定等

を行い、その後、特定行政庁である福岡県から県の建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用除外の建築物として指定を受ける方法が1つ目でございます。2点目は、令和4年6月に建築基準法の改正があり、令和6年4月の施行予定とされている規定があります。その内容については、資料の8ページに国の資料の抜粋を添付しておりますが、こちらでは、先ほど申し上げた既存不適格建築物に対する防火規制の緩和がなされる予定であり、この改正内容を待って、施設の改修を行っていく方法、これら2つの方策の活用を想定しながら、劇場再開に向けて作業を進めていきたいと考えております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

副市長にお尋ねしていいでしょうか。当初、この嘉穂劇場を無償譲渡してもらったときに、今後の建築費の問題が出ていたと思います。今回、新たにプラスアルファが出てきたんじゃないかと思いますが、これ方向性的には、どのようにお考えなんでしょうか。金額は多分、当初よりも、これを残していこうと、保存していこうと考えた場合には、多くの予算がかかってくるのではないかと考えておりますが、今後の取組として、今いろいろな保存するための方法等々の報告を受けましたけれども、私はまず最初に、予算がどうなのかと思うんですが、その辺りはどのようにお考えなんでしょうか。

○久世副市長

今、担当課のほうから報告をさせていただきましたように、非常にやはり歴史建造物でありましたが、精査をして調査をしていく中で、困難な部分が多々出てきております。こういったことについて報告を受けましたけども、当然これにつきましては議会のほうに報告をして、周知をしておく必要があると。今課長のほうからの説明があったんですが、市民の方々、一日も早い嘉穂劇場の復活といいますか、再開を楽しみにして待っておられると思いますが、当然、我々は限られた財源の中で、この文化財の保存、そしてまた活用を検討していかなばなりません。そういった中で、今何点か課長のほうから報告がありましたけども、予算が関わってくる話にはなりますが、何らかの形での補助事業、あるいは何らかの形での法改正、あるいは法の読替えなりですね、少し今困難な状況になっておりますけども、これを一気にですね、ただどんどん予算をつぎ込んで進めるわけにはいきませんので、我々も内部でまた研究等をしながらですね、また常任委員会のほうに報告させていただきながら、少し時間がかかる方向にはなってしまうと思うんですが、なるべく財源を絞めて取り組んでいきたいと考えておりますので、今後も報告とさせていただきながら進めてまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。ちょっと長くなっていますので、もう早めに終わりますけど。今報告いただきましたけど、当初考えていた計画からは、ちょっといろんな問題が生じてきて、その計画からずれが生じているというか、想定外のことが起こっているというふうな感じなんでしょうか。

○文化課長

こちらの嘉穂劇場の再開に当たりましては、現存の施設などを有効に活用して、再開に向けて取り組んでいたところございまして、今回こういった違法な建築物が分かったということは、当初は想定をしておりませんでした。

○永末委員

となりますと、先ほど副市長の答弁がありましたけど、当初の再開の見込みの時期と、現在、想定しようとしている再開の時期というのは、当然、ずれが生じていて、現時点で再開の見通

し時期というのも現状ないような感じなんでしょうか。

○文化課長

当初は先ほどもご説明しましたとおり、既存の建築物について一部改修などを行っていけば、利用ができると思っておりましたが、様々な問題のほうが出てきております。これらの違法建築物を解体した後、劇場として活用するための必要な施設など、新たに確保する施設というものが出てきます。これらの施設をどのように配置をして整備をするか、それにつきましては、令和6年4月の建築基準法の改正の内容によるところが大きく、改正に合わせた内容の検討を今後進めていかなければなりません。

また、その後の施設の改修の規模などにつきましても、検討を進める必要があることから、今後の再開の時期というのは、今のところ、具体的にはお示しできるような状況にはなっておりません。

○永末委員

すみません、最後1点だけ。資料の5ページで、再開における課題解決の方策として2点示されたかと思うんですけど、分かればいいんですけど、これ実際には、どちらの方向性でいこうというふうに、こちらの方向性のほうが可能性が高いというふうな感触を得られているんでしょうか。

○文化課長

まずは、建築基準法の改正による規制の緩和というものを、まずは考えていきたいと考えておりますが、その中で対応が難しい部分につきましては、建築基準法の適用除外の1点目の方法についても、併せて同時に検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告をいたします工事は、土木一式工事1件、建築一式工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、1件目につきましては、市内土木一式工事のS等級及びI等級に、2件目につきましては、市内建築一式工事のI等級及びII等級に格付けされている要件等を決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「穂波東保育所建設外構工事」につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7760万円6100円、落札率91.95%で、「有限会社 富士土木」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります、13者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「二瀬中学校プール改造工事」につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7447万円、落札率97.93%で、「有限会社 徳永建設」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。